

令和元—4年度任期版

芽室町議会白書



「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

北海道芽室町議会

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel 0155-62-9731 fax 0155-62-9813

内 容

1	議会活性化計画策定と計画の推進	4
(1)	議会活性化計画と取組状況	4
(2)	会議の運営 – 活発な『2 常任委員会』の活動	5
(3)	立候補制による正副議長選挙の実施	9
2	議会改革・活性化の取り組み	10
(1)	議会基本条例に基づく運営	10
(2)	通年議会制（会期の通年制）による運営	12
(3)	議会モニター制度の設置	14
(4)	議会改革諮問会議の設置	15
(5)	議会サポーターの委嘱	21
(6)	北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施	23
(7)	白樺学園高等学校との包括連携協定事業の実施	26
(8)	議会傍聴の環境整備	29
(9)	全会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表	29
(10)	議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催	30
(11)	議会広報紙の通年発行	33
(12)	議会ホットボイスと町民意見募集（パブリックコメント）	36
(13)	議会 ICT の取り組み	37
(14)	議会研修計画策定・公開研修の開催	38
(15)	文書質問制度の実績	40
(16)	反問権と反論権の行使・再議請求	41
(17)	議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施	42
(18)	視察対応	46
(19)	報道・取材対応等	48
(20)	コロナ禍における議会運営	49

令和元—4年度任期版

芽室町議会白書

町民の声を集め、専門家の知見を参考に、
総合型議会改革を進め、政策提案型議会へ進化する。



芽室町議会は、平成25年3月25日開催の3月定例会において議会基本条例を全会一致で可決(平成25年4月1日施行)して以降、直ちに「議会活性化計画」を策定し、条例が絵に描いた餅にならぬように努めました。本町議会は、平成23年から現在に至るまでの各任期において、議会基本条例を基に「住民に開かれ、分かりやすく、活動する議会」をスローガンに掲げ、継続的に議会改革・活性化の取り組みを続けています。本書は、令和元年からの4年の任期の議会活動概要をまとめたものです。

芽室町の紹介

芽室町は、北海道の東、十勝平野のほぼ中央に位置し、秀麗な日高山脈を背に、帯広市、音更町、鹿追町、清水町、日高町に隣接する。

豊かな自然環境と都市空間が広がり、513.76平方キロメートルの面積を有し、人口は少子化により減少し、8,039世帯、17,983人(令和5年3月31日現在)を数え、年少人口率が12.7%と全道でも子どもが多い町のひとつでもある。

産業面では、肥沃な大地と気候条件に恵まれ畑作・畜産農業を基幹産業とし、主な農産物の生産量は、スイートコーン、てん菜(ビート)・小豆、馬鈴しょ・小麦などは国内上位を占め、近年は野菜生産額・畜産業生産額も増加しており、日本の食糧基地の一翼を担っている。関連する食品加工などの製造業を中心とした第二次産業と製品輸送の運輸業などの第三次産業が関連し、発展を続けている。令和4年度の農業粗生産額は約333億円となり、過去最高の生産額を記録。TPP11、日欧EPAなど海外貿易協定の影響、さらに新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会の構造変化や経済減退がある中でも、新たなチャレンジと高い生産性で地域内経済循環が期待されている。

第5期芽室町総合計画の将来像として「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を掲げ、全ての町民がみんなで課題を解決し、次の世代へつなぎ、ずっと暮らし続けることができるまちづくりを目指している。

1 議会活性化計画策定と計画の推進

(1) 議会活性化計画と取組状況

芽室町議会は、平成 24年度に、「住民に開かれ、分かりやすく、活動する議会」をスローガンに掲げ、平成 27 年 4 月 30 日までの 4 年間に、現在の議会運営全体基本的スキームとなる改革を急ピッチで進めてきました。その後、平成 27 年 4 月 26 日挙行の統一地方選挙、平成 31 年 4 月 21 日挙行の統一地方選挙後、現在までの間も継続的に改革・活性化を続けています。

本町議会の改革の起点となる芽室町議会活性化計画は、平成 12 年度に初策定しました。議会では、議会改革を継承するために、この計画を重要なものとして位置付けています。計画書は、議会基本条例の条文に基づき、次の 4 項目で構成しています。



- 1 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針
- 2 議会活性化計画年間スケジュール
- 3 芽室町議会活性化計画
- 4 議会自己評価（自治基本条例・議会基本条例・議員倫理条例）

議会活性化計画は、議会基本条例を形骸化させないように条文自体を行動計画化し、中間・年度末に評価しやすい体裁にしています。

全国的に稀少な取り組みとして評価され、第 9 回マニフェスト大賞最優秀成果賞（平成 26 年 11 月 14 日／マニフェスト大賞審査委員会）に引き続き、第 10 回マニフェスト大賞優秀成果賞（平成 27 年 11 月 6 日）を受賞しました。（第 11 回では成果賞ノミネート、第 15 回ではエリア選抜）

なお、令和 4 年度計画では、次の 2 項目を主要項目として実践しました。

令和 4 年度議会活性化計画主要事業 2 項目

- 1 町民意見を基軸とした議会政策形成サイクルの作動
- 2 町民ニーズに的確な議会権能の発揮

(2) 会議の運営 - 活発な『2 常任委員会』の活動

本町議会では、議会基本条例、議会会議条例（標準会議規則を芽室町議会版として条例移行、運用規則（運営基準を規則移行））を制定し平成 25 年 4 月 1 日に施行、平成 25 年 5 月 1 日からは通年議会（会期の通年化）を導入しました。

さらに平成 27 年度は、2 常任委員会（総務経済・厚生文教）に改正して以降、それぞれの委員会の会議開催は活発化しています。

令和 4 年度の会議回数は、一時に比べるとやや減少したものの、計 120 回を数え（全道町村議会平均 70.4 回）、議件数は 531 件、そのうち本会議の議件数（付議事件数）は、計 156 件でした（全道町村議会平均 89.4 件）。

R4 年度 議員の職業等

	議員数	農業	建設	サービス	宿泊・飲食	政党職員	自営業	無職
男性	13	5	0	0	1	1	2	4
女性	3							3

令和 4 年 7 月 1 日現在
 ・在職平均 9.5 年（全道平均 12.7 年） ・最長在職 23 年（全道 47 年）
 ・最年少 46 歳 ・最年長 78 歳 ・平均年齢 60.4 歳（全道平均 65.7 歳）
 ・無所属 13 人 公明党 1 名 共産党 2 名

R4 年度 委員会・協議会の設置

常任委員会				議会運営委員会			特別委員会	全員協議会	
設置数	任期	議長就任	重複所属	定数	任期	正副議長就任	設置数	法100条12項	任意調整
2	2	辞退	なし	7	2	あり	1	あり	なし
常任委員会				総務経済(7)、厚生文教(8)					
特別委員会				予算決算特別委員会(15)					

議会事務局体制

事務局職員条例定数	3 (事務局長専任 1、総務係長専任 1、総務係主査専任 1)
-----------	---------------------------------

議会費構成比

	議会費当初予算額 (千円)	一般会計当初予算額 (千円)	構成比 (%)	全道平均 (%)	全国平均 (%)
R1	87,799	11,853,000	0.7	1.1	1.1
R2	85,173	15,070,000	0.6	1.0	1.1
R3	85,960	11,874,000	0.7	1.0	1.1
R4	82,503	12,958,000	0.6	1.0	1.1

会議開催数 (H31.5/1~R5.4/30)

	R1	R2	R3	R4	計
定例会議	13 日	15 日	13 日	14 日	55 日

臨時会議	5日	8日	7日	5日	25日
本会議計	18日	23日	20日	19日	80日
全員協議会	15回	18回	12回	14回	59回
議会運営委員会	30回	35回	33回	26回	124回
常任委員会	46回	49回	49回	39回	183回
合同委員会 (審査会含)	9回	7回	4回	7回	27回
特別委員会	11回	15回	15回	15回	56回
計	129回	147回	133回	120回	529回
全道平均	65.1回	66.5回	71.6回	70.4回	275.0回
全国平均	54.4回	53.6回	57.9回	56.6回	202.7回

会議案件数 (H31.5/1~R5.4/30)

	R1	R2	R3	R4	計
本会議	177	196	150	156	679
全道平均	89.5	102.8	110.2	89.4	98.0
全国平均	85.0	92.8	98.5	85.4	90.4
全員協議会	31	44	52	67	194
議会運営委員会	126	155	173	146	600
常任委員会	148	115	173	133	569
合同委員会	18	10	5	7	40
特別委員会	11	15	15	22	63
計	334	339	418	375	1,466
総計	511	535	568	531	2,145

R1年度 会議開催状況 (R1.5/1~R2.4/30)

定例会議	13日	6/3、6/18、6/19、6/21、9/3、9/18、9/19、9/25、12/3、12/17、12/20、3/3、3/25
臨時会議	5日	5/8、8/8、11/15、2/2、4/16
全員協議会	15回	6/3、6/21、7/26、8/8、9/3、10/8、11/15、11/26、12/17、12/20、1/22、2/20、3/3、3/12
議会運営委員会	30回	5/8、5/22、6/5、6/14、7/4、7/18、7/29、8/26、9/5、9/20、10/3、10/28、11/1、11/8、11/22、12/5、12/13、12/26、1/16、1/27、2/3、2/20、2/28、3/2、3/5、3/16、3/25、4/2、4/7、4/21
常任委員会	46回	総務経済 23回 厚生文教 23回
合同委員会	9回	合同委員会 9回 連合審査会 0回
特別委員会	11回	予算決算特別委員会 11回
会議回数計	129回	

R2年度 会議開催状況 (R2.5/1~R3.4/30)

定例会議	15日	6/2、6/18、6/19、6/23、9/1、9/15、9/16、9/24、12.1、12/15、12/16、12/18、3/2、3/17、3/23
臨時会議	8日	5/1、5/12、7/16、8/5、10/13、11/20、1/27、4/16
全員協議会	18回	5/1、5/12、6/11、7/16、8/5、9/11、10/13、11/13、12/1、12/18、1/21、1/27、2/10、3/2、3/11、3/23、4/16、4/27
議会運営委員会	35回	5/8、5/22、6/4、6/15、6/23、7/2、7/9、7/30、8/7、8/24、9/3、9/17、9/24、10/2、10/6、10/27、11/4、11/12、11/20、12/3、12/11、12/24、1/15、1/21、2/3、2/10、2/19、3/4、3/16、3/24、4/2、4/8、4/14、4/23、4/27
常任委員会	49回	総務経済 27回 厚生文教 22回
合同委員会	7回	合同委員会 7回 連合審査会 0回
特別委員会	15回	予算決算特別委員会 15回
会議回数計	147回	

R3年度 会議開催状況 (R3.5/1~R4.4/30)

定例会議	13日	6/1、6/16、6/22、9/1、9/15、9/22、12/1、12/15、12/16、12/21、3/2、3/16、3/23
臨時会議	7日	5/7、7/27、10/22、11/10、11/24、1/20、2/15
全員協議会	12回	5/7、6/16、8/6、9/1、9/16、10/22、11/24、12/21、1/20、2/15、3/11、4/20
議会運営委員会	33回	5/7、5/14、5/21、6/3、6/15、7/2、7/21、8/4、8/12、8/23、9/3、9/14、10/4、10/14、10/20、10/26、11/4、11/17、11/22、12/3、12/14、12/21、1/13、1/17、1/25、2/2、2/9、2/21、3/4、3/15、4/5、4/15、4/26
常任委員会	49回	総務経済 22回 厚生文教 27回
合同委員会	4回	合同委員会 4回 連合審査会 0回
特別委員会	15回	予算決算特別委員会 15回
会議回数計	133回	

R4年度 会議開催状況 (R4.5/1~R5.4/30)

定例会議	14日	6/1、6/15、6/22、9/1、9/14、9/15、9/21、12/1、12/14、12/15、12/21、3/2、3/16、3/23
臨時会議	5日	5/6、7/22、10/26、11/24、1/27
全員協議会	14回	5/6、6/1、6/22、7/22、8/5、9/1、9/21、11/16、12/1、12/21、1/27、2/21、3/2、3/10
議会運営委員会	26回	5/20、6/3、6/16、7/4、7/14、8/2、8/22、9/5、9/13、9/26、10/3、10/18、11/2、11/16、11/22、11/29、12/5、12/13、12/16、12/26、1/20、2/3、2/10、2/21、3/6、3/14
常任委員会	39回	総務経済 19回 厚生文教 20回
合同委員会	7回	合同委員会 7回 連合審査会 0回
特別委員会	15回	予算決算特別委員会 15回
会議回数計	120回	

本会議開催回数及び議件（付議事件）数

	会議回数	全道平均	全国平均	議件件数	全道平均	全国平均
R1	18	13.2	15.9	177	89.5	85.0
R2	23	13.0	16.2	196	102.8	92.8
R3	20	14.7	17.2	150	110.2	98.5
R4	19	14.1	16.9	156	89.4	85.4
年平均	20	13.8	16.6	170	98.0	90.4

提出意見書・決議数

	決定件数	全道平均	全国平均
R1	3	7.1	3.7
R2	8	7.0	3.9
R3	7	7.5	4.9
R4	3	8.4	4.4
年平均回数	5.3	7.5	4.2

R4 年度提出意見書

・森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

一般質問者数

年度	年間数	会期別質問者数	全道平均	全国平均
R1	20人 (26項目)	6月11人(14項目) 9月5人(6項目) 12月4人(6項目) 3月0人(※コロナ自粛)	17.8人	24.5人
R2	27人 (43項目)	6月6人(10項目) 9月8人(10項目) 12月8人(14項目) 3月5人(9項目)	18.3人	25.2人
R3	19人 (27項目)	6月3人(4項目) 9月3人(6項目) 12月10人(14項目) 3月3人(3項目)	17.9人	24.1人
R4	22人 (25項目)	6月4人(4項目) 9月6人(8項目) 12月8人(8項目) 3月4人(5項目)	18.1人	24.8人
計	88人/22人 (121項目)	1 定例会議平均 5.9人(8.1項目)	18.0人	24.7人

原案否決・修正可決等（累積）

1	乳幼児医療費の助成に関する条例中一部改正の件	議員提案否決／平成23年9月定例会
2	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例中一部改正の件	議員提案否決／平成23年9月定例会

3	平成 25 年度一般会計予算案（組み換え動議）	否決／平成 24 年 3 月定例会議
4	役場庁舎建設基金条例制定の件	否決／平成 25 年 3 月定例会議
5	職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件	否決／平成 25 年 9 月定例会議
6	平成 24 年度一般会計決算再認定の件	否決／平成 26 年 3 月定例会議
7	平成 25 年度一般会計補正予算修正案	修正案否決／平成 26 年 3 月定例会議
8	平成 25 年度一般会計決算認定の件	否決／平成 26 年 9 月定例会議
9	特別職の給与に関する条例中一部改正の件	修正案可決／平成 26 年 6 月定例会議
10	消防団条例制定の件（議員提案）	修正可決／平成 27 年 9 月定例会議
11	消防団条例の修正議決に対する再議	否決／平成 27 年 10 月臨時会議
12	消防団条例全部改正の件 （総務経済常任委提案）	全会一致可決／平成 28 年 2 月臨時会議
13	平成 27 年度一般会計決算認定の件	否決／平成 28 年 9 月定例会議

（３）立候補制による正副議長選挙の実施

一般選挙（平成 31 年 4 月）後の最初の議会では、議会基本条例に基づき、早苗 豊議員及び柴田正博議員が議長選挙に、常通直人議員が副議長選挙にそれぞれ立候補し、所信表明しました。選挙及び選出等の結果、令和 4 年度体制は次のとおりです。

R4 年度 議会体制

・議長 早苗 豊
・副議長 常通直人
・議会選出監査委員 西尾一則
・議会運営委員会 委員長 中村和宏 副委員長 正村紀美子 委員 常通直人・鈴木健充・渡辺洋一郎・中田智恵子・渡辺洋一郎
・総務経済常任委員会 委員長 鈴木健充 副委員長 中田智恵子 委員 広瀬重雄・寺町平一・中村和宏・立川美穂・梶澤幸治
・厚生文教常任委員会 委員長 渡辺洋一郎 副委員長 黒田栄継 委員 常通直人・西尾一則・柴田正博・正村紀美子・堀切 忠・橋本和仁
・とちろ広域消防事務組合議員 早苗 豊・常通直人
・十勝圏複合事務組合議員 早苗 豊
・十勝中部広域水道企業団議会議員 早苗 豊
・予算決算特別委員会委員長 柴田正博 副委員長 寺町平一 委員 議長を除く全議員
・議員会会長 寺町平一 副会長 橋本和仁

2 議会改革・活性化の取り組み

(1) 議会基本条例に基づく運営

芽室町議会は、平成 24 年度の議会運営委員会における所管事務調査（5 月 16 日～18 日、白老町議会及び福島町議会を視察）と議員研修会を重ね、議員協議会で議会基本条案を策定し、9 章 30 条（当時）からなる条例案をまとめ、平成 25 年 3 月定例会最終日（3 月 25 日）に議会運営委員会から提案、全会一致で議決しました。この議会基本条例を制定した主な理由は、次のとおりです。

（理由 1）二元代表制における機関競争主義を確立するためです。

地方自治は、二元代表制（市町村議会と市町村長）で成り立っています。議会と長は対等・並列の関係にあり、お互いの機関が抑制とけん制することで民主的な政治を実現することが大切です。

本町議会は、選挙による 16 人の議員で構成され、合議制により意思決定されます。したがって、案件に対する議員相互の議論が必要不可欠となります。この基本的な議会の活動などを定め、進めていくことが、豊かなまちづくりと町民全体の暮らしの向上につながると考えました。

（理由 2）議会運営の基本理念と体制を確立するためです。

議会運営は、地方自治法と本町自治基本条例及び議会会議規則などにに基づき運営してきました。

本町議会も「町民参加のうえに成り立つ」という原点に立ち、さまざまな改革や活性化策を展開していますが、議員は 4 年に一度の選挙により、議会構成が変わることから、これまで進めてきた議会改革・活性化策が中止・後退されることのないようにすることが大切です。さらに、主権者である町民の皆さんに議会への理解を深めていただき、議会への参加の道が開けるように、新しい「きまり」をつくる機運が議員間で高まり、今後に向けた議会改革・活性化策を明文化し実現する必要性がありました。これらのことを目的として、議会基本条例を制定しました。

本町の議会基本条例の策定は、議会事務局が章ごとに原案を構想し、正副議会運営委員長会議で協議、それを全員協議会に持ち込み、さらに議会運営委員会での整理を繰り返す方法を取り入れました。そのため、全ての会議の合計は、8 か月間で 115 回にも及びました。先述の議会報告と町民との意見交換会では、原案を投げかけ、議会モニターにも意見を求め、さらに議会サポーターの中尾修氏と神原勝氏から計 4 回の講演と助言を受け、議会だよりに 2 か月にわたり条例案を全文掲載し、パブリックコメントを実施しました。本町議会では特別委員会や小委員会などを設置することなく、全議員で制定に務め、町民参加と議会サポ

ーターの支援をいただき、平成 25 年 3 月定例会（平成 26 年 3 月 25 日開催）で全会一致により議決に至りました。

制定当初の条例は、9 章 30 条からなり、これまで取り組んできた議会改革と活性化策に加え、今後において取り組むべき内容をまとめました。常任委員会の活性化に重きを置き、新たに通年議会、文書質問制度、政策立案過程の観点（7 項目）、委員長リーダーシップ、インターネット中継、議員間討議、政策サイクルなどを盛り込み、さらに、議会白書の作成、正副議長の立候補表明、事務局人事異動の協議などについても加えました。さらに「開かれた議会」として、議会改革諮問会議を設置し、議員定数と報酬及び政務活動費についての取組みを前提としました。

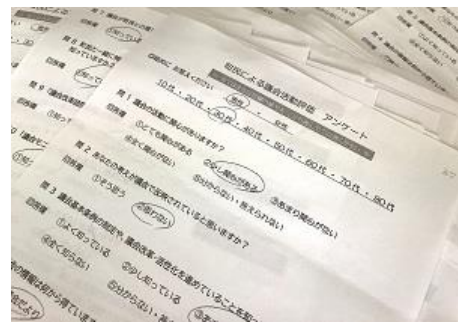
さらに、平成 27 年度においては、災害時対応基本計画（議会 BCP）と併せて議会基本条例を一部改正（災害時対応の条項を追加）して、全体で 31 条の条文となりました。

議会基本条例制定・改正状況

芽室町議会基本条例制定 (平成 25 年 3 月 25 日)	全 30 条	平成 25 年 4 月 1 日施行
一部改正 (平成 26 年 12 月 24 日)	第 14 条(3) 芽室町庁舎建設基本計画を追加	平成 27 年 5 月 1 日施行
一部改正 (平成 27 年 3 月 25 日)	第 14 条(4) 芽室町都市計画マスタープランを追加	平成 27 年 5 月 1 日施行
一部改正 (平成 28 年 3 月 23 日)	第 25 条に 災害時の対応を追加	平成 28 年 5 月 1 日施行 全 31 条となる。

議会基本条例は、第 10 条の規定に則り毎年度末には議員自身による「自己評価」を行い、その結果は、議会活性化計画書に掲載し公表していますが、一方で、町民が「議会活動に関する情報を共有しているのか」、「条例理念に沿った議会活動となっているのか」客観的に把握した事例が乏しく、議会活動が町民の理解を得、町民の福祉向上につながっているのか検証できない状況にあったことから、第三者による「議会活動の評価」が必要となってきました。

そこで、令和2年度には、住民から見える「議会活動の評価」の一つとして、町民を対象とした無作為抽出(700人)によるアンケート調査(回答数197人・回答率27.85%)を実施しました。集約された結果は、議会運営委員会を中心に分析を行い、議会活性化策の取組み内容、特に議会だよりの改善に繋げた議論を重ねてきました。



また議会活動だけでなく、条例第31条に規定する「この条例の目的が達成されているかどうかを検証」し、条例改正に繋がる、専門的知見による評価システムの構築、令和3年度からの試行評価に向けた議論をスタートさせました。

前述した取組みを踏まえ、令和3年度は「外部評価手法の確立」に向けて、北海道大学公共政策大学院(以下「HOPS」という。)との包括連携協定事業<P22関係資料掲載>を活用し、HOPSによる「2021年度社会調査法・政策討議演習『芽室町議会改革プロジェクト』」と題した研究成果を共有しました。

この成果に基づき、令和4年度からは具体的な事業評価を試行することになりました。

(2) 通年議会制(会期の通年制)による運営

平成24年度までは、暦年で1年間に定例会を4回(3.6.9.12月)開き、その他に開く場合を臨時会として開会していました。平成25年5月1日以降は、通年議会制を導入し、会期を365日間(翌年4月末まで)としました。

平成25年8月に地方自治法が改正され、通年議会が正式なものとなりましたが、本町議会では、法改正より前に議会運営委員会の所管事務調査(平成24年5月16日~18日、白老町議会及び福島町議会を視察)と数回の議員研修会を開催し導入を検討しました。導入当時の主な理由は、次の2点です。

(理由1) 議会開議の主導権を確立する。

町長が一度議会を招集すれば、あとは議長が招集する権利を有し、自主的に議会を開くことができます。通年議会制により、議会招集は議長が行うこととなりますが、1年間を通して本会議が開催されるという主旨ではないことを明確にしました。

(理由2) 委員会活動及び議員活動を機動的に行う。

これまでは、臨時会を除き定例会と定例会の間は、決められた内容以外の案件について各委員会で調査することはできませんでした。しかし、通年議会制の導入により、議会は

1年間を通じて機動的に活動でき、監視力を高めながら政策提言する機会をつくることとなりました。

なお、専決処分、一事不再議及び文書質問制度等の導入については、先進議会を参考に行政機関とも協議し、事案拡大に向けました。年間を通して会期中とすることから、地方自治法第 179 条に規定する「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」の専決処分は、極めて稀な手法となりました。

しかしながら、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性をさらに担保するために、町長において議会の議決に付す ① 災害等の維持補修や工事、② 年度末における基金繰り戻し、③ 年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについては、地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分の拡大を認めて指定を行いました。

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

(平成 25 年 5 月 1 日議決)

(平成 27 年 5 月 1 日追加)

- (1) 法令上、町の義務に属する 1 件 100 万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を 250 万円以内の額で変更すること。
- (3) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関する事。
- (4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。

さらに、諸報告に対する質疑の廃止（平成 24 年 3 月）、全員協議会と合同委員会等の案件の整理（平成 24 年 4 月）も行いました。

また、平成 28 年 8 月の台風災害の復旧・復興に際しては、災害対応の議案に対して柔軟な日程を組み、機動的な委員会調査活動を行うなど、通年議会制の特長をいかんなく発揮し、本町議会における通年議会制は十分に定着していると言えます。

(3) 議会モニター制度の設置

平成 24 年 4 月 1 日から、議会への住民参加による議会改革・活性化を推進す



ることを目指し、議会モニター（町民 10 人）制度を導入しました。また政策提言型のモニター制度へ移行した平成 28 年度以降では定員を 20 人に拡大し、平成 28 年度は再任 6 人と新規 13 人、平成 29 年度は再任 9 人と新規 11 人、平成 30 年度は再任 11 人と新規 9 人、令和元年度

は再任 6 人、新規 13 人、令和 2 年度は再任 16 人、新規 2 人、令和 3 年度は再任 2 人、新規 15 人、令和 4 年度は再任 12 人となり、平成 24 年度からの 10 年間で 155 人（実人数 96 人）の方に御協力いただきました。

議会モニター制度は、本会議及び委員会の会議傍聴や議会広報・広聴施策などを通じて、「議会運営等に関し町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」を目的に、「開かれた議会を目指す」ための欠かせないツールとなっています。

モニターの業務内容は、年に 1 回のレポート提出と会議出席での発言を主とし、具体的には、①議会運営への提言、②議会広報及びホームページへの提案、③議員との意見交換会（年 3 回）への出席、④議長が依頼した議会調査事項に関する提言などです。この他にも議員研修会や議会報告と町民との意見交換会などにも積極的な参加をいただきました。



（令和 4 年度モニター会議の様子）

平成 24 年度から 26 年度では合計 201 項目、平成 27 年度から 30 年度では合計 1,222 項目、令和元年度から 4 年度では 546 項目の意見・提案等が寄せられました。

モニターレポートに記載された内容や会議での提案事項については、議会運営委員会及び全員協議会、各所管委員会で対応の協議を行うとともに、議会だよりも掲載し、町民への周知にも努めています。議会全体への指摘部分は、議会活性化計画の検討段階において、その主旨を踏まえ都度改善・改革を図りました。

会議開催手法においては、ワークショップ方式を常に活用、自ら議論テーマを選択する方法の採用や、専門のファシリテータ・タイムキーパーの設置による会

議進行を行うなど、議論の円滑化・活発化の工夫を重ねています。

しかし、令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、集まる会議の開催が困難となってきたことから、感染症まん延防止の観点で令和元年度第3回会議は書面での開催としました。

また、令和3年度及び令和4年度においても感染症の収束が見込めない状況が続き、対面によるモニター全体の会議開催が困難となったことから、オンライン（Zoom）を有効に活用し、オンライン環境があるモニターは自宅から、オンライン環境のないモニターは役場庁舎へ参集し、「ハイブリッド型」の会議開催により貴重な意見交換の機能を継続しました。

1 議会モニター会議の開催状況と提案項目数

年度	開催回数	延出席人数
R1	2回	24人
R2	2回	20人
R3	3回	36人
R4	1回	10人

2 議会モニター名簿（敬称略）

R1	雨山理恵 石田幸治 池戸朋弘② 太田 貢 大谷留美子 篠原淳一 嶋野丈治 島部弘子 珠玖謙一② 鈴木 賢 鈴木美幸 土井慎悟② 中田照子 長崎義和 嶋山大輔② 福田清貴 藤井信二② 渡邊しのぶ 渡辺洋志 (19)
R2	秋葉秀明 雨山理恵② 石田幸治② 池戸朋弘③ 太田 貢② 佐藤 渉 篠原淳一 島部弘子② 珠玖謙一③ 鈴木 賢② 鈴木美幸② 土井慎悟③ 中田照子② 嶋山大輔③ 福田清貴② 藤井信二③ 渡邊しのぶ② 渡辺洋志② (18)
R3	秋葉秀明② 栗野秀明 飯島裕治 伊藤裕哉 大塚玲奈 小川美穂 榊 聖 沢崎洋一 高田昌樹 中西香代子 新妻功晟 広瀬一也 深井 潤 福田清貴③ 福中夏生 堀江貴博 松田桃子 (17)
R4	秋葉秀明③ 栗野秀明② 大塚玲奈② 小川美穂② 沢崎洋一② 高田昌樹② 広瀬一也② 深井潤② 福田清貴④ 福中夏生② 堀江貴博② 松田桃子② (12)
計	通算計 66人（実人数 32人）（H24～通算合計 155人・実人数 96人）

（4）議会改革諮問会議の設置

議会基本条例に基づいた、この制度の目的は、「開かれた議会を目指す」という新たな活性化策として導入したものであり、本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に関し、町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」としています。

第1期議会改革諮問会議での協議内容は、議長から諮問のあった6項目(①議員定数 ②委員会数 ③議員報酬額 ④政務活動費 ⑤議会改革・活性化策 ⑥議会

基本条例の適宜改正)について議論・答申。第2期議会改革諮問会議（任期：平成27年7月1日から平成29年6月30日）においては、平成27年度に第1号答申（平成27年11月30日）及び第2号答申（平成28年2月25日）を行い、平成28年度は、新たな諮問は行わず、これまでの議会活性化のウィークポイント強化を目的に、議会活性化主要4事業を軸とした取組みを協議・提言（平成29年3月3日）を行いました。

第3期議会改革諮問会議（任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日）では、「住民参加のあり方」「議会活動の評価」の2点を諮問し、平成29年度は、このうち「住民参加のあり方」について5回の会議において議論を重ね、住民参加ツールの現状と検証から課題の抽出を行い、5つの住民参加ツールに対して提言（平成30年3月9日）を、平成30年度は「住民から見える「議会活動の評価」」について議論を行い、評価の対象・評価者・手段等について提言（平成31年3月1日）を行いました。

また、第4期議会改革諮問会議（任期：令和3年6月1日から5年5月31日）では、「議員定数と報酬のあり方について（以下「定数と報酬」という。）」と「多様な議員のなり手について」の2項目を諮問し、このうち「定数と報酬」については5回の会議で議論を重ね、令和4年度早々の中間答申を目指し、取り組みました。

議会改革諮問会議名簿（敬称略）

第1期 H25～H27	会長：蘆田千秋 副会長（会長職務代理者）：谷保義明 委員：明瀬禎純 猪野毛勝啓 佐藤正行
第2期 H27～H29	会長：蘆田千秋 副会長（会長職務代理者）：小山智幸 委員：川合拓男 黒田卓裕 駒澤建治
第3期 H29～H31	会長：太田 寛孝 副会長（会長職務代理者）：小山智幸 委員：川合拓男 馬場 繁 牛嶋 あすみ
第4期 R3～R5	会長：高野 満 副会長（会長職務代理者）：江崎 満 委員：林真由美 平岡早苗 千葉陽介

「議員の定数と報酬のあり方」に関する答申内容

令和4年5月17日

令和3年6月24日付けで芽室町議会議長名をもって諮問のあった「議員の定数と報酬のあり方」について、次のとおり答申する。

なお、議長から当会議に諮問された趣旨は、議員定数と報酬について、適正な人数や報酬額等の具体的数値を求めることではなく、住民視点での率直な声として「考え方」や「あり方」を求められたものである。

当会議ではこれまでの間、6度の会議等を経て「定数・報酬等に係る現状の

確認」「他自治体との比較・分析」「専門家による基礎知識の研修受講」「議員アンケート等に基づく実態調査」等を行い、住民視点で客観的に議会活動を調査・研究してきたところである。

これらを踏まえて、本町議会が将来に向けて発展すべく視点としてまとめた結果を答申する。

記

1 定数と報酬の見直しに際しては、

「エビデンス（根拠）」と「理念」を明確にすること。

近年、専門家の調査・研究により、議員定数と報酬の妥当性を導くための提言が示され始めている。現時点では、その確立度に慎重な見極めは要するものの、客観性の担保としては有効な根拠であることから、これらを含めて可能な範囲で統計・分析等による根拠を明確にすることを求める。

また、前述した事項と併せて、議会の意思として、本町議会の歴史を踏まえた議会権能の維持と発展に関する主張や理念を明確にすることを求める。

2 定数と報酬の見直しに際しては、

議会活動の「量の精査」と「質の向上」を明確にすること。

議員定数及び報酬の根拠として「活動量」を主たる要素と捉えたとき、議会自身による活動の実態把握と成果の検証は必須となる。

議会の使命は、本来は「議決」と「行政に対する監視と適正な批判」であり、本町議会においては、これを前提に議会基本条例に基づく「活性化事業（住民と歩む議会運営）」を創意工夫し実行している。

いずれも「住民の福祉向上」が目的であるものの、この活動手法や成果は検証されておらず、言い換えれば、漫然と継続されている事業が報酬の根拠として存在している可能性も否めない。

このことから、特に下記2点について具体的に求める。

1点目は、委員会機能について、各委員個々の不断の調査研究を基に、委員会固有の権限である「調査権」及び「審査権」を委員会が主体的かつ主導的に行使し、政策形成サイクルを念頭に置いた「行政に対する監視と適正な批判」の使命を果たすこと。

あえて、具体的に説明するのなら、傍聴や録画中継から見える委員会調査の実態は、行政が主体となった事業説明に対し、議会が受け身となった一過性の質疑が多く、委員会へ期待する姿は、広範多岐にわたる町の課題について、より計画的に、横断的に、かつ合同委員会の機能も存分に発揮することが挙げられる。

2点目は、活性化事業について、個々の事業における活動内容の目標・目的と成果を明確にし、もって、真に必要な活動を精査の上、所期の目的である「住民の福祉向上」に寄与する活動に特化すること。

3 定数と報酬の見直しに際しては、

「自己評価」と「他己評価」の手法を差別化し、相関性を発揮させること。

長年にわたり、本町議会は、全国規模の研究機関が実施する活動評価において極めて高い水準を維持している。一方、住民がその成果を実感することは極めて乏しく、よって、住民が議会を評価する困難性を痛感した。

しかしながら、当会議においては、この事実に対する住民認識度を向上させることに力点を置くことを提言するのではなく、議会の特質を鑑みた時に、その認識度は、日常から安定的に維持する必要性は必ずしも高くない、議会は、行政と異なる視点で適時・的確・正確に機能することが、最も重要な責務と捉えたところである。

これらのことから、議会が担う住民意見の聴取をはじめ、評価の手法・手段については、下記区分を基に「差別化」と「相関性」に配慮した総合性の確保に努めることを求める。

- ・議会サポーターの専門的知見を学び、定期的に調査研究すること。
- ・議会改革諮問会議、モニター会議を活用し、住民意見を反映させること。
- ・広報媒体の活用により広く住民に情報を発信し、声を聴くこと。
- ・自己評価の意義を検証し、要否を検討すること。
- ・外部評価を段階的に実践し、事業成果に基づき改善すること。

4 定数と報酬の見直しに際しては、

「法制度の拘束」に対して提言する視点を持つこと。

当会議の議論、協議において、議員という職責を全うするにあたり、生計維持の環境整備は重要課題の一つであるとの結論に至った。政務活動費の支給をはじめ、年代別報酬額の設定や新たな各種手当支給の可否等様々な意見・提案が出された経過である。

この結果、議員の待遇については、地方自治法等の各種根拠法令に基づくことは言うまでもない原理原則であることを前提としつつも、本町議会議員が健全に活躍するとともに、将来に向けて「なり手」を安定的に期待するためには、ピンポイントの「収入源」を模索することよりも、兼職・兼業禁止の改正や報酬から給与制度への改正など、時代に即した背景を敏感に捉え「活動」から「仕事」としての地位向上等の調査研究が肝要と捉えたところである。

これらのことから、本町議会としては、「法制度の拘束」に対し大胆な発想で新たな流れを誘因する提言の視点を持つことを求める。

5 定数と報酬の見直しに際しては、議員間の「意見交換」及び「情報共有」にいつそう努めること。

今回の会議では、議員全員を対象にしたアンケート（14問）及び議員との意見交換（常任委員会正副委員長）を実施した。

その結果、アンケートから浮き彫りになったことは、議員の大半が「住民の意見聴取」や「議員間の自由討議」に力を入れたいにもかかわらず、「委員会（議論・ミーティング）」や「資料の調査・読み込み」に多くの時間を割いている実態であり、意見交換から垣間見えたことは、「議員活動」と「議会活動」のバランス確保に苦慮している実態である。

議員個々の期数の長短によって、この実感は異なる傾向はあるが、それぞれが抱える苦悩や課題について、議員間での意見交換や意思疎通が十分とは言えないと捉えた事象である。

これらのことから、議会活動の基本となる議員間の「情報共有」と「共通認識」にいつそう努めることを求める。

「多様な議員のなり手について」に関する答申内容

令和5年1月23日

令和3年6月24日付で芽室町議会議長名をもって諮問のあった「多様な議員のなり手」について、次のとおり答申する。

なお、今回の答申は、専門的な調査・研究を割愛し、委員間のフリートークにおいて出された率直な意見を集約、整理したものである。

また、この答申は、本町議会に対し、即時行動を促す位置付けではなく、将来に向けて発展すべく際の「備え」として提案するものであることを申し添える。

記

1 議員にも「働き方改革」の意識を

多様な議員のなり手を増やすには、議員にも「働き方改革」の理念を基本とするよう提案する。

国においては、「なり手不足」の解消に向けた法令等の改正の検討が進みつつあり、ひとつの方策として兼業の条件緩和などが現実味を帯びている。現行の育児・介護・疾病等による欠席事由の拡大や会議等のオンライン参加を含め、この動きは、今後ますます拡充・充実されることが想定される。

同時に、各自治体の議会活動については、議会が首長に対して行政運営に求めるシビアな視点と同様に、議会自身も公費を執行して取り組む議会活動について、費用対効果等を点検、分析し、真に有効な活動に凝縮していくことが求められる。

客観的な手法を用いるなどして活動内容を見極め、活動量を導き、議員が恒常的に意欲を持ち、心身ともに健全で余裕のある活動ができるよう、働き方改革を実践することを提案する。

2 住民にとって「身近な存在」であれ

多様な議員のなり手を増やすには、気軽に、気楽に、声をかけられる、声を聴くことができる存在として、町民、地域、団体等と目線を合わせた身近な存在となることを提案する。

議会、議員という格式の高さをそれぞれが自覚し、意識してぬぐい去り、地域住民等との距離を身近にし、親近感を醸し出すことは、地味で目立たない行動とも言えるが、議員の魅力を伝え信頼感を得る上での大切な姿勢である。

議会活動及び議員活動において、形式を重んじる会議も不可欠であるが、顔と名前が一致する程度の少数で、膝を交え温度を感じる意見交換や交流の機会を得る住民との関係性も同様に重要である。

町民一人ひとりに対し、また、町内で機能している様々な住民活動等とのかかわりを丁寧継続されることを提案する。

3 「情報公開」の点検と見直し

多様な議員のなり手を増やすには、改選期の区切りなどで、議会の情報公開について、必要性、度合い、効果、プライバシーの確保等を点検し、必要に応じて見直すことを提案する。

情報公開を当然の行為と捉え、漫然と形骸化させることなく、一人ひとりの議員の率直な思いを尊重し、それぞれのツールの現状と課題について、議会内での共通認識を図ったものを公開していくことを提案する。

時代の変遷とともに、全国的に議会における情報公開は進んでいる。臨場感を重視したリアルタイムでの情報公開や、議会活動を広く公開する情報量に力点を置く情報公開もあり、住民にとって「議会を知りたい」思いがあれば、気軽に得ることができる時代となっている。

しかしながら、仮に、これから議員になろうとする立場で見たときに、これまで公開されていない自身の言動が全て公開されることへの不安や、私生活への影響の不安も軽視できない実態であることを念頭に置くよう

提案する。

4 「議員のしくみ」を伝える

多様な議員のなり手を増やすには、町民に対し、議員の「しくみ」を広く知らせることが肝要となる。ここに記載する「しくみ」の定義は広く、議員になってからの活動量や報酬はもとより、選挙に臨む上での工程、費用、時間など数値化できるものもあれば、議員になるきっかけや背景、不安や負担、やりがいや達成感、議員になる前となった後の実感等、それぞれの議員の感性や感覚によるものもある。

そのため、議会として取組むか、議員として活動するか、手法の選択は精査すべき前提条件となるが、公人としての「議員」について、例えば、民間の専門的知識や技術を活用し、ユーモアやユニークさを加味した広報を創意工夫し、実践することなどを提案する。

(5) 議会サポーターの委嘱

議会改革・活性化は、議会及び議員のみで成し遂げることは至難といえます。

議会モニター制度により町民の声を生かすともに、外部機関のネットワークを積極的に活用し、任期の4年間の中での実現を重視する必要があります。

そのため、議会では平成24年度から地方自治などの研究者の支援をいただくために、議会サポーター制度を導入し、8名のサポーターを委嘱しています。

サポーターは、主に議員研修の講師を担うほか、議会運営上の多岐にわたる分野での助言や所管事務調査などでのアドバイスをするものです。

令和4年度は、「自治体DXから考える行政経営と議会改革」について研修会を開催し、その講師として、若生サポーターに御協力をいただきました。

議会サポーター（敬称略：職名は令和5年4月時点）

R4	神原 勝（北海道大学名誉教授・H24～） 宮脇 淳（株式会社日本政策総研理事長・H24～） 山崎幹根（北海道大学公共政策大学院教授・H24～） 江藤俊昭（大正大学社会共生学部公共政策学科教授・H24～） 中尾 修（東京財団研究員・H24～） 石井吉春（北海道大学公共政策大学院教授・H26～） 若生幸也（株式会社日本政策総研副理事長・研究主幹・H26～） 土山希美枝（法政大学政治学科教授・H28～）
計	8人



(6) 北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施

平成 24 年 6 月 6 日に、町民を代表し調整の意思決定等を行う町議会と、学術の中心として知的資源が集積する大学院が相互に協力することにより、多様な地域課題に適切に対応し、魅力ある地域づくりの推進に資することを目的に、北海道大学公共政策大学院と包括的連携協定を締結しました。

包括連携事業は、これまでの間、大学教授及び大学院生の協力を得て、議員報酬・定数シンポジウム、公共施設マネジメントセミナーなどの他、議会 ICT・公共交通・自治法改正等、多くの分野の研修会を開催しています。



北海道大学公共政策大学院との包括的連携協定経過・事業実績等（締結時から R4 まで）

- ①目的：町民を代表し調整の意思決定等を行う町議会と、学術の中心として知的資源が集積する大学院が相互に協力することにより、多様な地域課題に適切に対応するとともに、魅力ある地域づくりの推進に資する。
- ②趣旨：地方議会と大学院の連携協定は、教授が専門知識を講義、議員の相談・指導に応じるなど議会運営に生かす取り組み。院生が政策提言し若い感性を改革に繋げる。
- ③事業：政策形成及び調査に関すること・議員研修会講師・教育・研究環境の充実に関すること・学生と議会との交流会 重要課題の調査研究・研修会 学生模擬議会 政策提案・議会サマースクールの町内開催の検討など。
- ④効果：町議会は教授陣の専門知識や院生の感性を吸収し、大学院側は実際の議事を院生に学ばせる相乗効果が期待される。
 - ・ 常任委員会での専門的知見の活用
 - ・ 協定を機に町民が議会を注目するようになる。

- ・議会活性化につながる等。
- ⑤期間：1年間。特段の意思表示がない場合は更に1年間更新するものとし、その後も同様。
- ⑥事例：全国的には山梨学院大学と昭和町議会、埼玉大学とさいたま市議会、福島大学と福島県会津美里町議会などがある。昭和町議会は、議会改革に成果を挙げている。
- ⑦手続き：同大と協定内容及び協定案調整・包括的連携協定式を挙行し記念講演を行う。

⑧経過

- ・平成24年1月24日 北海道大学公共政策大学院 山崎幹根教授を招いた議員会主催研修会開催の際に打診。
- ・平成24年3月21日 同大学院院長 宮脇淳教授から連絡
- ・平成24年3月22日 第15回正副議長・議運正副委員長会議に報告・協議
- ・平成24年3月26日 第9回議会運営委員会に報告・協議
- ・平成24年4月2日 第6回議員協議会で概要説明
- ・平成24年4月12日 第11回議会運営委員会で協定案説明
- ・平成24年4月23日 第7回議員協議会で協定案説明・決定
- ・平成24年4月26日 北大大学院教授会で正式決定
- ・平成24年5月1日 第12回議会運営委員会で最終決定
- ・平成24年5月11日 第8回議員協議会で決定報告
- ・平成24年5月7日 広瀬議長訪大、挨拶
- ・平成24年6月6日 調印式及び宮脇院長の記念講演（議場）
- ・平成24年6月30日 H24協定事業案を決定
- ・平成27年6月6日 提携更新（以降、毎年自動更新）

⑨事業実績

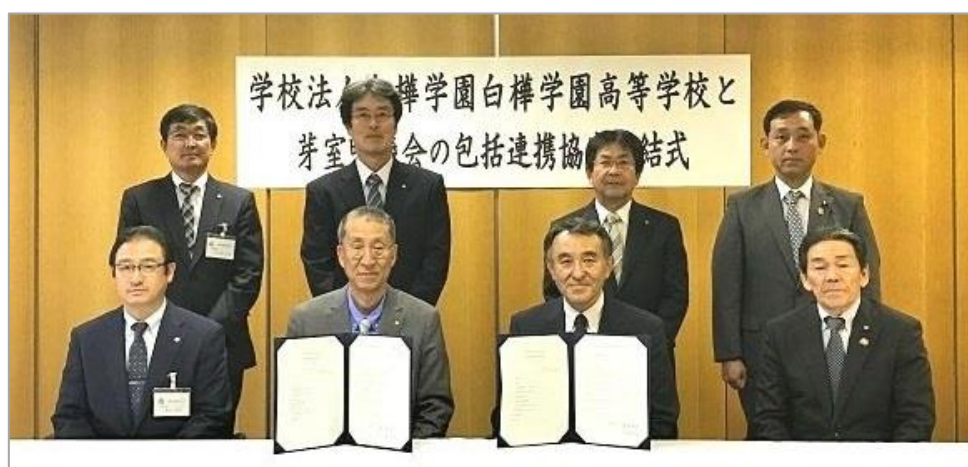
- ・平成24年8月2～3日 北大公共政策大学院主催「地方議会サマースクール」に6人参加（北大・札幌市）
- ・平成24年12月6日 議員研修会「議会のICT化戦略を考える」若生幸也専任講師
- ・平成24年12月15日 北大院生協議会主催シンポジウム「自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか」をテーマに芽室町議会について調査・研究・発表（北大：札幌市）
- ・平成24年12月15日 同シンポジウムに広瀬議長がパネリストとして登壇
- ・平成25年3月15日 議員会研修会で「自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか」「議会のICT化戦略を考える」生沼裕教授、若生幸也専任講師、丸修平・西山徹院生講師

- ・平成 25 年 3 月 31 日 H25 事業計画策定
- ・平成 25 年 6 月 5 日 議長・事務局長が北大訪問（山崎院長・石井吉春教授）
- ・平成 25 年 6 月 28 日 HOPS・芽室議会研修会山崎院長挨拶、「公有財産マネジメント」石井吉春教授・「議会基本条例後の運営」生沼裕教授講師（北大・札幌市）
- ・平成 25 年 8 月 21～22 日 北大公共政策大学院主催「議会サマースクール」に 8 人参加（北大・札幌市）
- ・平成 25 年 8 月～9 月 北大公共政策大学院主 2 人をインターンシップ受入（芽室町議会事務局・町）
- ・平成 25 年 8 月～9 月 「公共財産マネジメント」等について北大が本町を調査（石井吉春教授等）
- ・平成 25 年 12 月 1 日 「公共財産マネジメントセミナー」を開催（芽室町ふれあい交流館）
- ・平成 26 年 5 月 7 日 経常任委員会所管事務調査への協力を得る。（水道業務・石狩市役所）
- ・平成 26 年 5 月 27 日 総務常任委員会所管事務調査への協力を得る。（公共財産マネジメント・札幌市役所）
- ・平成 26 年 7 月 3 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）
- ・平成 26 年 8 月 20～21 日 北大公共政策大学院主催「議会サマースクール」に 6 人参加（北大・札幌市）
- ・平成 26 年 12 月 3 日 石井吉春教授 3 常任委員会レクチャー（議長応接室）
- ・平成 27 年 2 月 1 日 山崎幹根教授議会フォーラム視察来町
- ・平成 27 年 3 月 22 日 山崎幹根教授及び HTB が取材のため来庁
- ・平成 27 年 6 月 6 日 協定更新
- ・平成 27 年 7 月 4 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「自治体病院の経営を考える」講師：石井吉春院長、「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に向けて」講師：切通堅太郎（社法）北海道総合研究調査会調査部次長（北大・札幌市）
- ・平成 28 年 1 月 22 日 厚生文教常任委員会研修会「公共施設等総合管理計画（公共施設マネジメント計画）」「公立芽室病院の経営安定化」講師：石井吉春院長
- ・平成 28 年 7 月 6 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「北海道の交通問題を考える」講師：石井吉春院長
- ・平成 29 年 10 月 5 日 芽室町・芽室議会研修会（町内ふれあい交流館）「総合計画と地方創生」講師：山崎幹根法学部教授

- ・平成 29 年 12 月 26 日 芽室町・芽室議会研修会（町内めむろ一ど 2 階セミナーホール）「今後の公共調達のあり方」講師：高野伸栄院長
- ・平成 30 年 7 月 4 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「地方自治法改正による自治体の内部強化」講師：荒川 溪 准教授
- ・令和元年 6 月 26 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「エネルギー地産地消の現状と未来」講師：倉谷 英和 教授
- ・令和 2 年 10 月 20 日 北大公共経営事例研究講演（北大・札幌市）「芽室町議会改革の現状と課題」講師：早苗 豊 議長
- ・令和 3 年 2 月 16 日 HOPS：2021 年度社会調査法・政策討議演習「芽室町議会プロジェクト～新たな一歩のための学生からの提案～」最終報告書の完成
- ・令和 4 年 10 月 24 日 HOPS・芽室議会研修会（町役場 3 階委員会室）
「HOPS インターンシップ研究成果報告会」発言者：北海道大学公共政策学教育部 三角幸子氏

（7）白樺学園高等学校との包括連携協定事業の実施

平成 31 年 10 月 12 日に、町民との意見交換会の深化と充実から、議会活動の認知度向上を図るとともに、若い世代の考えを政策に反映させたい町議会と、まちづくりを考え・社会参画の機会を求める高等学校が、相互に協力することにより、人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的に、学校法人白樺学園「白樺学園高等学校」と包括的連携協定を締結しました。



平成 28 年度から、同校生徒との意見交換を重ねてきていましたが、平成 30 年度では、協定締結後初めての事業として、同校 1 年生の社会科（公民）授業でのグループディスカッションに全議員がアドバイザーとして参加し、身近な暮らしの課題を通じて、行政や議会との関わりを学ぶ機会の一つとしました。

令和 4 年度事業では、1 年生・2 年生の現代社会（公民科）の授業の一環として行う「フィールドワーク」において、芽室町議会に訪れていただき「地方自治を学ぶ～議会ではどんなところ？」と題して、議事堂見学と議会の仕組みの説明の他、生徒が「理事者側」と「議会側」に分かれて議論・質疑・採決までの模擬議会を体験していただきました。

白樺学園高等学校との包括的連携協定経過・事業実績等

- ①目的：人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資する。
- ②事業：議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供、生徒を対象とした研修機会の提供、議会開催の事業への教職員、生徒の参画、議員・職員等との交流、研修など。
- ③効果：町議会は住民への議会活動の認知度向上を図るとともに若い世代の考えを政策に反映させ、高等学校側は生徒にまちづくりを考え社会参画する機会を持つことが期待される。
- ④期間：1 年間。特段の意思表示がない場合は更に 1 年間更新するものとし、その後も同様。
- ⑤手続き：同校と協定内容及び協定案調整・包括的連携協定式を挙げる。
- ⑥経過
 - ・平成 28 年 11 月 15 日 同校吹奏楽部生徒と初めての意見交換を同校で実施。
 - ・平成 29 年 2 月 18 日 同校吹奏楽部生徒全員との意見交換を実施。併せて議場において「ミニ演奏会」を開催。（議場での演奏会等は初の試み）
 - ・平成 29 年 12 月 18 日 同校吹奏楽部、サッカー部生徒との意見交換を同校で実施。この際に、次年度以降の事業について「定番化」を模索。
 - ・平成 30 年 5 月 23 日 第 3 回議会運営委員会で、平成 30 年度の高校生徒との意見交換概要案を議論する中で「定番化」をアプローチすることを議論。
 - ・平成 30 年 6 月 5 日 第 4 回議会運営委員会で、平成 30 年度の高校生徒との意見交換概要案を決定。定番化に向けて協議することを決定。
 - ・平成 30 年 6 月 15 日 議長、議運委員長、局長で同校を訪問し、意見交換

等の定番化を打診した際、同校校長より「連携協定締結」の提案があり、その場で基本的合意を得た。

- ・平成30年6月25日 第6回議会運営委員会で、同行からの協定締結打診の件から、協定案について議論。早急に進めることとした。
- ・平成30年7月5日 第3回全員協議会で、これまでの経過と協定案を協議。全議員の了承を得る。協定締結は時期をみながら秋ごろとする。
- ・平成30年10月10日 協定案、締結式について事務レベル協議。
- ・平成30年10月12日 同校会議室において協定締結式挙行。

⑦事業実績

- ・平成31年2月6・7日 同校1年生（4クラス・129人）の社会科授業（公民）グループディスカッションに全議員がアドバイザー参加。
- ・令和2年2月4-7日 同校1年生（4クラス・139人）の社会科授業（公民）フィールドワーク「地方自治を学ぶ～議会ではどんなところ？」において「議会体験」を議事堂で開催。
- ・令和2年10月22-27日 同校3年生（4クラス・130人）、令和3年2月1-5日 同校1年生（4クラス・135人）の社会科授業（公民）フィールドワーク「地方自治を学ぶ～議会ではどんなところ？」において「議会体験」を議事堂で開催。
- ・令和3年10月18日 同校3年生（4クラス・130人）の「総合学習（フィールドワーク『地方自治』）」において、高校と町と議会の三者連携事業として学年全体を対象にした「芽室町の地域活性化に関する取り組みについて」を開催。同10月29日-11月4日 高校と町と議会の三者連携事業としてクラス別に「地域活性化を考えるグループワーク」を開催。
- ・令和4年1月25-26日 同校1年生（5クラス・151人）の「総合学習（フィールドワーク）」において、「事前学習」を白樺高校で開催。
 - ・令和4年7月15・19・21日 同校2年生（5クラス・150人）、令和5年1月30・31日、2月1・2日 同校1年生（5クラス・132人）の「総合学習（フィールドワーク『地方自治』）」において、「議会体験」を議事堂で開催。

(8) 議会傍聴の環境整備

選挙投票率の低下は、本町も例外ではありません。首長選挙では、平成8年の90.35%が平成22年には71.15%、平成30年には57.96%、町議会議員選挙では平成9年の86.23%が平成23年には67.10%、平成27年には65.06%、今期の改選であった平成31年には61.08%と低下し続けている状況です。このことが、住民の町政やまちづくりへの関心度の低下に直結した結果とはいえませんが、住民参加のバロメータとしての投票率を意識することは重要と捉えています。

議会・議員に対する関心を高めるには、議会改革や活性化策を講じ、「住民と議会をつなげるツールには何があり、何をすべきか」を第一義的に考える必要があります。議会の傍聴も重要な要素の一つであり、平成25年度からは傍聴者用のガイドブックを、平成27年度に傍聴者用アンケート調査様式を作成、そして平成28年度には、個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿を、従前の一覧表記載方式から個票・投かん式へと変更を行いました。

さらに平成30年度には、傍聴意欲の向上を議会活性化策の一つに掲げ、傍聴人受付簿の意義についてゼロベースで議論を重ねた結果、その必要性が認められないとして、傍聴手続きの廃止を含む傍聴条例の改正(令和元年5月施行)を行いました。

また令和3年1月、新庁舎移転後の本会議場では、車いすスペースを確保し、難聴者用のヘッドフォン(3台)を設置しています。

令和4年度の議場・委員会室での議会傍聴者数は141人で、新型コロナの影響もあり、少ない結果となりました。

傍聴者数

R1	259人	本会議130人 委員会119人 全員協議会10人
R2	195人	本会議94人 委員会85人 全員協議会16人
R3	103人	本会議58人 委員会42人 全員協議会3人
R4	141人	本会議51人 委員会80人 全員協議会10人
計	698人	年平均174.5人
全道平均	年平均33.6人	
全国平均	年平均62.9人	

(9) 全会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表

本会議に加え、平成25年8月1日からは全員協議会、常任委員会、議会運営委員会などの全会議をインターネット中継(録画配信)し、全ての会議記録を公

表し、積極的な情報公開・共有に努め、平成 27 年度からは会議休憩中に町の風景写真と音楽を配信するように改善を加えました。

令和 4 年度のインターネット中継（録画配信）数は 5,715 件であり、一昨年度、昨年度に比べ減少し、前期（4 年）の平均を下回っています。

インターネット中継アクセス件数

R1	12,392 件	(5 月 1,189/6 月 1,680/7 月 405/8 月 782/9 月 3,022/10 月 638/11 月 679/12 月 939/1 月 248/2 月 401/3 月 1,792/4 月 287)
R2	14,366 件	(5 月 597/6 月 2,044/7 月 287/8 月 490/9 月 2,763/10 月 508/11 月 569/12 月 1,272/1 月 773/2 月 964/3 月 3,059/4 月 1,040)
R3	10,540 件	(5 月 316/6 月 948/7 月 261/8 月 394/9 月 2,898/10 月 317/11 月 973/12 月 1,048/1 月 336/2 月 1,172/3 月 1,773/4 月 104)
R4	5,715 件	(5 月 160/6 月 653/7 月 181/8 月 124/9 月 1,592/10 月 200/11 月 244/12 月 917/1 月 99/2 月 212/3 月 1,333/4 月 0)
計	43,013 件	年平均 10,753 件

(10) 議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催

平成 21 年度に初めて「議会報告と町民との意見交換会」を開催し、初回は議員定数と報酬の改正時期であったことから、厳しい意見が寄せられました（1 会場・66 人参加）。

以来、年間の議会活動について報告し、行政課題などの意見と要望は取りまとめて町側（執行機関）に伝え、町が実施する「そよ風トーク（町政懇談会）」の場で町執行機関に回答してもらい、提案内容を議会の各所管委員会（総務・厚生・経済・議会運営委員会）に振り分け、議員間で協議し、内容に応じて町側に申し入れるとともに「議会報告と町民との意見交換会Ⅱ」を開催し調査内容を町民に報告する。議会サポーターを招き、ミニ講演会も取り入れるなど、町が開催する懇談会との差別化を図る、など毎年工夫を重ねてきました。このとき、特に議会基本条例を制定する動きの中で、「議会からの政策サイクル」を確立していく必要性を議員が共有でき、4 年間を通して、「報告会・意見交換会」こそが、議会活性化のスタートとなるということを実感しました。また、一般質問と質疑にも意見交換会の内容をベースにするなど変化が見られるようにもなりました。

11 年目となる令和元年度は、6 つの小中学校 P T A と意見交換会を開催しましたが、うち西小学校・西中学校は同じ校区ということから合同開催となりました。多数が参加されるとともに、校区の中で抱える共通課題などについて共有を図ることができました。

12 年目となる令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、実施時期・方法

について模索を続けた1年でした。引き続き町内6つの小中学校PTAとの意見交換会を可能な限り「対面」による開催を検討する中で、各PTAに対して、実施方法についてのアンケートを行い、オンライン(Zoom)、リアル、書面(WEBアンケート)から開催方法を選択してもらうことにしました。結果的に、PTAの会議もオンラインで実施していた芽室西小学校PTAの皆さんと、オンラインでの意見交換会を開催できました(議会側のホストにより開催)。また2つのPTAとは対面により、2つのPTAとは書面(WEB回答方式)による意見聴取を行うことができました。「コロナ禍での教育環境、コロナ関連の経済対策」等のテーマについて意見を交わした中で、参加者からも議会の姿勢を評価頂き、



コロナ禍だからこそ、町民の意見を聴く必要性を感じるようになりました。



町内2高校のうち芽室高校との意見交換は、新聞局の生徒9名とオンライン(Zoom)により開催しました。生徒の皆さんは、学校の会議室等から各自のスマートフォンで参加。少人数のグループで話し合うZoomのブレイクアウト機能

を活用し、①コロナの残念な点とポジティブな点、②行政の対策は役に立っているのか、③今後の展望、などについて意見交換を行いました。高校生が、自分の想いを友人、大人である議員に話し共有できる場となり、高校生がまちづくりへの関心を広げる機会をコロナ禍にあっても継続することができました。

白樺学園高校とは、(7)に記載のように1年生全クラス135人、3年生全クラス130人の生徒が参加して「議会体験」から議会の仕組みを学ぶ取組みを行いました。

また、令和元年度から引き続き開催を模索していた、「あるべき姿から解決策へと導く」課題解決手法と思考プロセスについて、体験を通じて学ぶ機会としていた議会ミニフォーラム「未来志向の課題解決手法を学ぶ～ワークショップ2030SDGs～」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、再度(延期)としました。

13年目となる令和3年度は、前年度に引き続き町内6つの小中学校PTAと

の意見交換会を可能な限り行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3つの小中学校PTAと「子どもからお年寄りまですべての世代に愛される新嵐山スカイパーク」及び「子どもたちの学習環境整備」の2つのテーマで意見交換会（参加人数40人、発言数117点）を開催しました。

14年目となる令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症が教育現場でもまん延しており、各学校の意向も確認した上で、アンケートによる意見聴取を行い、テーマである「物価高騰に対する今後の支援策について」、議会での取り組み状況を報告するとともに、27名の方から意見聴取できました。

住民参加手法の一つである、議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）は、議会側から地域課題の解決策を政策立案・提言する議会政策形成サイクルを構築するための重要な装置となっています。「報告・意見交換会」を議会活動の起点とし、住民との対話を通じて、住民の声を基に総合計画（実施計画・実行計画・個別計画など）をベースに各常任委員会で調査と研究を進め、「政策提言する議会」を目指す本町議会のかたちを形成しつつありますが、今後はいかに議論・対話から、「収穫」へとつなげていく実践の場として発展させていくのか、その仕組みづくりに向けた取り組みが不可欠です。



(H30年度 未来フォーラムⅣ)

議会報告と町民との意見交換会の参加人数

R1	10会場	223人	フォーラムは中止（延期）
R2	7会場	314人	フォーラムは中止（延期）
R3	5会場	336人	フォーラムは中止（延期）
R4	3会場	445人	フォーラムは中止（延期）
計	25会場	1,318人	

年	人数	市街地	農村地域
R1	223	・芽室小学校・上美生小学校（上美生小・中学校） ・芽室中学校・芽室南小学校 ・芽室西中学校・芽室西小学校	・芽室中学校・芽室南小学校 ・芽室西中学校・芽室西小学校
R2	314	・芽室小学校・芽室中学校・芽室南小学校 ・芽室西中学校・芽室西小学校	・芽室中学校・芽室南小学校 ・芽室西中学校・芽室西小学校

R3	336	・芽室中学校・上美生小中学校・芽室西小学校 ・芽室高等学校・白樺学園高等学校
R4	445	・芽室高等学校・役場議事堂・白樺学園高等学校・小中学校 PTA 役員（アンケート）
4年 間計	1,318	通算 25 会場

団体との意見交換会の実績

R1	6 団体 53 人参加	・市街地町内会連合会・どんぐり会・社会福祉協議会 (勉強会：公立芽室病院・J A めむろ・芽室町商工会)
R2	1 団体 5 人参加	・めむろスキースクール
R3	5 団体 35 人参加	・新嵐山スカイパークテナント・めむろ新嵐山株式会社役員・NPO 法人芽室まちなか応援隊・めむろスキースクール・どんぐり会 (勉強会：公立芽室病院)
R4	5 団体 30 人参加	・市街地町内会役員・老人クラブ連合会・芽室町手をつなぐ育成会・どんぐり会・市街地町内会連合会役員・
計	17 団体 123 人参加	

(11) 議会広報紙の通年発行

「住民と議会をつなげるツールは何か、どうすればよいか」を考えたときに、やはり一番の存在は広報広聴の充実といえます。議会開会の情報はもとより、閉会中の動きも町民に伝え、情報共有に努めることが重要となります。

一般的に町民から見て、本会議の開催日以外は議会活動がないと考える向きが多く、この誤解をどう払拭するかが大きな課題となっていたことから、平成 12 年 4 月から議会だより発行月以外（2・5・8・12 月）の 8 か月（1・3・4・6・7・9・10・11 月）にミニ情報紙「めむろ議会まめ通信」を発行しました。

「まめ通信」は、定例会以外の議会の動きや委員会活動などの情報についても即時に住民に届け、住民の意見・提案も広報誌に積極的に掲載することによって、議会と住民とのコミュニケーション媒体を担う存在となりました。名称の「まめ」は「まめに」「細



やかに「随時」という意味が込められました。平成 12 年の「まめ通信」の発行当初は、臨時会や視察調査などの結果や一般質問の通告内容を議会事務局職員がパソコンを駆使し、A4 版 2 ページに編集作業を行い、庁舎内で簡易印刷したものでしたが、町民からの評価は上々でした。このように「まめ通信」は、議会の徹底した情報公開・共有を果たしながら、議会活動全体を引き上げるという本町議会の特徴的な取り組みとなりました。



平成 23 年 4 月の議員改選に伴い、新体制のもとで議会運営委員会および全員協議会において議会活性化策を協議した際、「議会広報の内容の強化」を取り上げ、平成 24 年 4 月号では、「まめ通信」のリニューアルに至りました。A4 版 4～8 頁に増加し、情報量と質を高めました。本会議の審議内容、各常任委員会の所管事務調査及び議会運営委員会の調査事項も掲載し、「様々な議会の動きをリアルタイムに情報共有する」ことにこだわっています。

平成 25 年 4 月号から「議会だより」を通年発行（毎月発行）とし、同年 5 月号から表決一覧表を掲載するなど、ページ数を大幅に増加しました。令和 4 年度の配付数は 7,440 部（令和 5 年 4 月号）であり、配付率は 92%となっています。

議会の広報広聴のあるべき姿についても議会モニターと議会サポーターからアドバイスを受け、平成 28 年 6 月に北海道町村議会議長会主催の第 36 回北海道町村議会広報コンクール入選を果たしました。

次代を担う子どもたちをテーマとした写真を表紙構成し、特集に加え「一般質問のその後」「賛否一覧表」「議会が動く」などのコーナーを設け、「町民からのひとこと」「議会モニター意見」で顔写真も掲載し、町民参加型の議会広報を追求しています。

議会だよりの編集責任は、議会運営委員の中で総務経済・厚生文教常任委員会正副委員長が 6 か月間ごとのローテーションをもって担っています。実際 の原稿執筆、写真撮影、レイアウト、校正などの編集作業は専ら事務局が担い、議会運営委員会で編集会議を担っています。

議会だよりは、通年議会制に合わせた月間紙として定着しています。

議会だより発行概要

発行日毎月	毎月 12 日発行	編集担当(6 か月)	総務経済・厚生文教
発行部数	7,440 部印刷	編集作業	議会事務局

発行責任	早苗 豊 議長	編集会議	毎月 2 回 (議運)
編集責任	議会運営委員会	校正作業	約 4 回

議会だより発行ページ数の状況

R1	112 ページ	5月号 6P、6月号 8P、7月号 8P、8月号 16P、9月号 6P、10月号 12P、11月号 12P、12月号 8P、1月号 8P、2月号 8P、3月号 8P、4月号 12P
R2	120 ページ	5月号 8P、6月号 8P、7月号 12P、8月号 12P、9月号 8P、10月号 12P、11月号 16P、12月号 4P、1月号 8P、2月号 12P、3月号 8P、4月号 12P
R3	96 ページ	5月号 8P、6月号 4P、7月号 8P、8月号 8P、9月号 4P、10月号 12P、11月号 8P、12月号 8P、1月号 4P、2月号 12P、3月号 8P、4月号 12P
R4	96 ページ	5月号 8P、6月号 4P、7月号 8P、8月号 8P、9月号 4P、10月号 12P、11月号 12P、12月号 4P、1月号 8P、2月号 8P、3月号 8P、4月号 12P
計	424 ページ	年平均 106 ページ

(12) 議会ホットボイスと町民意見募集（パブリックコメント）

議会では、執行機関側と同様、町民意見をハガキで寄せていただくホットボイスに対応しています。本人の氏名記載があるものは回答文を郵送し、議会ホームページにも掲載しています。また、議会だよりにも可能な限り掲載してきました。

議会基本条例（H25）及び議員報酬額・定数等の改正時（H26）には、原案を議会だよりに掲載し、町民の意見を募集（パブリックコメント）しました。平成26年度からは議会ホームページに「議会へのお問い合わせ」（Eメール）を開設しました。

議会ホットボイス回答件数（議会への意見）

R1	0件	
R2	7件	「上士幌町のPCR検査を希望する町民対象」検討 ・議会での侮辱的な発言 ・ネット上の個人情報掲載 ・ウェブ上の個人情報掲載 ・会議録への個人情報掲載 ・議会モニターになるには？ ・土日の議会も考えては？
R3	6件	・町長のワクチン接種について ・新庁舎3階議員控コーナーのしつらいについて（2） ・パークゴルフ場トイレの洋式化について ・少数過ぎる一般質問のあり方について ・一般質問を傍聴した感想について
R4	6件	・めむろスキースクールとの意見交換会について ・議員の会議欠席について ・統一教会について ・決算審査の質問について ・議会だより編集の改善について ・一般質問の議会だより掲載について
計	19件	年平均 4.8件

(13) 議会 ICT の取り組み

議会は、議会広報誌の発行回数やデザインを充実するだけでは、時流に乗ったとはいえません。紙ベースの議会広報は単なる一手段であることを認識し、議会報告や町民及び団体との意見交換会、報道機関へのプレスリリースなど多くの広報広聴事業を充実しなければなりません。

アナログ的な広報広聴手法と、ホームページを中心とした ICT 化、CMS 化、また住民参加を強化する SNS 導入により、議会の動きをリアルタイムに伝える日常の広報広聴事業も必要になってきます。

このことから、ホームページのコンテンツを整理し、平成 26 年 3 月 31 日には議会ホームページをリニューアル、コンテンツのストック化を図り、タブレット・スマートフォン対応サイトも作成しました。併せてスマホ・タブレットへの対応も図りました。

また、平成 28 年から平成 30 年までの 3 か年で議会ホームページのアクセシビリティ向上対策を行い、令和 5 年 4 月 30 日終了時の通算アクセス件数は 663,468 件となっています。

また、SNS への対応として、平成 25 年 5 月 28 日にフェイスブックを開設し（令和 5 年 4 月 30 日現在、950 人登録、R4 は 74 人増）、続いて平成 26 年 7 月 13 日議会公式ラインを開設（令和 5 年 4 月 30 日現在、613 人登録、R4 は 33 人増）、平成 26 年 8 月 16 日に議会公式ツイッターを開設（令和 5 年 4 月 30 日現在ツイート数 591 件、R4 は 1 件増）しました。今後も町民の登録者を増加させるとともに、双方向性機能により提言・提案等を寄せていただくよう機能強化が求められます。

平成 27 年 11 月には議会 ICT 推進基本計画を策定し、平成 28 年度から北海道市町村議会では初となるタブレットの導入を決定。平成 28 年 5 月 12 日にタブレット端末機 23 台とクラウドシステムを導入し、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化、会議・議員活動で活用を進めています。また令和 2 年 2 月には、議会 ICT 推進基本計画を更新(ver5)し、タブレット端末を活用したネットミーティングの実施、新庁舎（新議場）移転後の電子採決システム導入・運用と視聴覚機器を活用した資料視覚化の促進、議会中継システム強化を図るとともに、令和 3 年にはホームページ更新によりネット中継の強化を図りました。



議会 SNS・コミュニケーションツール等の取り組み

年度	整備状況	整備年月日
H25	議会公式フェイスブック開設	H25.5.28
	議会公式ホームページリニューアル	H26.3.31
	議会公式スマホ・タブレットホームページ開設	H26.3.31
H26	議会公式ライン開設	H26.7.13
	議会公式ツイッター開設	H26.8.16
H27	議会メール開設	H27.5.9
H28	全議員 iCloud メールを所持（タブレット導入により）	H28.5.12
R1	オンライン会議システム（Zoom）のミーティング試行	R2.4.21
R2	オンライン会議システム（Zoom）での会議開催 （議会災害対策会議、行政視察受入れ、各種意見交換）	随時
	委員会条例の一部改正（オンライン委員会の開催規定化）	R3.3.2 議決
R3	議会公式ホームページリニューアル	R4.2.28

（14）議会研修計画策定・公開研修の開催

平成 24 年度から議員研修計画を策定し、年 500 千円の議会費を予算計上（平成 27 年度からは年 400 千円）し、4 年間で計 41 回（議員会主催含む）の研修会を開催し、町民にも公開しました。全国的にも稀少な取り組みとして、第 9 回 マニフェスト大賞最優秀成果賞（平成 26 年 11 月 14 日／マニフェスト大賞審査委員会）を受賞しました。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、4 回の実施となりました。

議会研修会開催状況

R1	9 回	（議会主催 6 回、議員会主催 0 回）
R2	0 回	
R3	2 回	（議会主催 1 回、議員会主催 1 回）
R4	4 回	（議会主催 3 回、議員会主催 1 回）
計	15 回	（議会主催 10 回、議員会主催 2 回）

令和元年度芽室町議会議員研修実績（9 回）

	開催日・場所	内容	講師等

1	6月25日(火) 札幌コンベンションセンター	北海道町村議会議員研修会 「どうなる？今後の日本政治」 「地方は変わるか～議会はどう変わるか、自治体をどう変えるか～」	北海道町村議会議長会 有馬 晴海 氏 (政治評論家) 佐々木 信夫 氏 (中央大学名誉教授)
2	6月26日(水) 北海道大学公共政策大学院	北大公共政策大学院連携事業 「エネルギー地産地消の現状と未来」	倉谷 英和 氏 (北大公共政策大学院教授)
3	7月1日(月) 北海道大学公共政策大学院	「住民自治・行政経営」	伊藤 伸 氏 ほか (法政大学非常勤講師・構想日本 統括ディレクター)
4	7月26日(金) 中央公民館講堂 ほか	「町民の想いを形にする「議会・議員」となるために」 ～住民との対話の場とその展開方向を事例から学ぶ～	中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所事務局長)
5	9月4日(水) 第一委員会室	「質問力を高めよう！」	土山 希美枝 氏 (龍谷大学政策学部教授・芽室町議会サポーター)
6	10月23日(水) 第一委員会室	「芽室町の公園について」	建設都市整備課職員
7	10月28日 足寄町町民センター	十勝町村議会議員研修会 「とかチカラ 未来へ」	十勝町村議会議長会 十勝総合振興局長 三井 真 氏
8	10月29日(火) 第一委員会室	「地方債の考え方と中期財政計画」	企画財政課職員
9	12月26日(木) 第一委員会室	「芽室町の医療を守るために～芽室町議会議員への期待」	伊関 友伸 氏 (城西大学経営学部教授)

令和2年度芽室町議会議員研修実績 (0回)

令和3年度芽室町議会議員研修実績 (2回)

	開催日・場所	内 容	講師等
1	8月22日(日) オンライン	「議会力をアップさせる 議員報酬・定数」 ～これからの地方議会の 報酬・定数を考える～	江藤 俊昭 氏 (大正大学社会共生学部公共政策学科教授・芽室町議会サポーター)

2	4月25日(月) 本会議場	「広報力でupする議員力・議会力」	阿南 一徳 氏 (東京藝術大学演奏 藝術センター准教授)
---	------------------	-------------------	------------------------------------

令和4年度芽室町議会議員研修実績(4回)

	開催日・場所	内 容	講師等
1	5月20日(金) 本会議場	「自治体DXから考える行政経営と 議会改革」	若生 幸也 氏 (株式会社日本政策 総研副理事長・研究主 幹・議会サポーター)
2	7月20日(水) めむろ駅前プラザ	「住民参加の新たな視点と手法と は。」	伊藤 伸 氏 (構想日本総括ディ レクター(理事))
3	10月5日(水) 委員会室	「議員間討議は対話から」	佐藤 淳 氏 (早稲田大学マニフ ェスト研究所招聘研 究員・青森大学社会学 部教授)
4	11月24日(水) 委員会室	「HOPS インターンシップ研究成果 報告会」	三角 幸子 氏 (北海道大学公共政 策学教育部)

(15) 文書質問制度の実績

通年議会導入の目的に沿って、定例会議が開催されない期間に政策的・大綱的な内容について町長に対し、質問ができるよう平成25年4月から文書質問制度を導入しました。文書質問制度は、文書質問を通して、一般質問または所管委員会の事務調査につながるケースもあり、活発な政策論議へ展開を想定したものです。文書質問の通告文及び回答文は、議会広報及びホームページ上でも公表しています。令和4年度の実績は1件でした。

文書質問実施状況

6件	令和元年10月25日 通告	「職員の不祥事について」	令和元年11月8日 回答
	令和2年4月3日 通告	「新嵐山スカイパークの再生は 今後計画通りに進むのか」	令和2年4月16日 回答
	令和2年5月20日 通告	「民間事業者への行政財産の目 的外使用許可が及ぼす影響につ いて」	令和2年6月4日 回答

令和2年11月16日 通告	「指名停止期間中における指名 停止業者との契約について」	令和2年12月2日 回答
令和3年7月1日 通告	「脱炭素社会の実現に向けた町 の基本姿勢について」	令和3年7月13日 回答
令和5年1月31日 通告	「まちなか再生」に係る商店街 のあり方と都市計画の今後の考 え方について	令和5年2月16日 回答

(16) 反問権と反論権の行使・再議請求

議会基本条例では、反問権と反論権の行使を認めています。本来、反問権は政策論議のためのものですが、質問や質疑に対して確認のための「問い返し」にとどまっています。反論権については、議員及び委員会による条例案の提案説明後及び議案の修正案の説明後、意見書案の説明後に議員が行う討論の前に、町長等が議長及び委員長の許可を得て行使するものです。令和4年度の実績はありませんでした。

反問権と反論権の行使

1	令和2年9月24日	9月定例会議	総務課長(反問権行使)
2	令和2年9月24日	9月定例会議	総務課長(反問権行使)
3	令和3年1月28日	厚生文教常任委員会調査	保健福祉課長(反問権行使)
4	令和3年3月23日	予算決算特別委員会審査	病院事務長(反問権行使)
5	令和3年9月6日	予算決算特別委員会審査	政策推進課長(反問権行使)
6	令和3年9月15日	9月定例会議	町長行使(反問権行使)

再議請求状況

0件			
----	--	--	--

(17) 議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施

議会基本条例制定をもとに、議会政策サイクルと議会 ICT、議会報告と町民との意見交換会の見直しが命題になりました。「議会報告と町民との意見交換会」は、町民からの意見や提案を、町の総合計画（実行計画）と照らし合わせ、行政評価や決算審査、そして次年度以降の実行計画に反映し、予算化への流れを構築するもので、「議会からの政策サイクル」を確立することです。

議会改革・活性化の目的ともいえる議会からの政策提案の方法等について、議会運営委員会で先進地視察（会津若松市議会・飯田市議会／H25）し、議会フォーラム及び議員研修会等を通じ進めてきました。

議会政策形成サイクルは、町（執行機関）が進める構想、計画、政策、施策、事務事業（以下「政策等」という。）に対し、町民との意見交換会を通じ、所管事務調査及び議員間討議を踏まえ、議会として町に政策提言するとともにこれを反映させることを目的とします。

令和4年度は、「物価高騰対策」について、約2か月の時間をかけて総務経済・厚生文教常任委員会における調査・討議を重ねた結果、本対策は一過性ではなく継続性を要するとの意見が複数出されたことから政策提言書としてまとめ、両常任委員会委員長から町長へ手交しました。

常任委員会の政策提言

令和元年度は、総務経済常任委員会で1項目（町内における労働力不足の状況と対策）、厚生文教常任委員会で25項目（①公立芽室病院の地域における役割の明確化、②地域の特色を生かしたコミュニティスクール）に取り組みましたが、年度中の本会議への決議提案までには至っていないものの、総務経済常任委員会が1件（飲食店応援クーポン券・商品券販売事業）について町長に、厚生文教常任委員会が1件（食材購入事業（めむろまるごと給食））について、教育長に提言書を手交したほか、各委員会で所管事務調査を通じて、執行機関側に推進等を働きかけました。

飲食店応援クーポン券・商品券販売事業に対する提言書

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の消費が冷え込む中、特に売上げの減少が著しい飲食業を営む事業者を支援するため、飲食店のみ使用できる限定クーポンの配布、及び、限定商品券の発行により飲食業の経営基盤の安定化を図る案が示された。

調査後の委員間討議においては、次の点が課題として挙げられた。

- ①今が厳しい時期であり、国や北海道の状況を待つのではなく町の方針として進めるべきであること
- ②宿泊事業者も厳しい状況にある。参加の意思は事業者が判断するものであり、対象として拡大しても問題が生じるものではないこと
- ③現在の状況がいつまで続くか見通せない中、早期に支援していく必要があること

今回説明があった事業の内容については理解できるものであるが、支援を開始する時期についての見通しについては明確な説明がなかったことから、総務経済常任委員会として、次の通り提言する。

記

1. クーポンの配布は早期に実施すること。
2. クーポンの参加対象として宿泊事業者も含めること。
3. 商品券の準備はクーポンの準備と並行して進め、十分な事業効果を得られるよう、時期を逸することなく販売を開始すること

食材購入事業（めむろまるごと給食）に対する提言書

本町が平成17年より実施している「めむろまるごと給食」は、地元産の食材を活用し、本町の基幹産業である農業への理解を深め、食の安心安全を学び、食への興味・関心を高められる食育活動として、これまで多くの子どもたちへ提供されてきた。

しかしこれまでの委員会調査において、実施回数を年間9回から5回の実施とすること、内容充実のため児童生徒一食あたりの食材費町負担額を200円から250円へと変更すること、併せて、事業内容を充実させる考えであることが示されたところである。

調査後の委員間討議においては、次の点が課題として挙げられた。

- ①町民（児童・生徒、保護者）ニーズ、意見の把握が行われていないこと
- ②次年度の事業充実策の内容が不透明であること

これら課題は、芽室町として今後、食農教育の充実に向け取り組もうとする中で、「めむろまるごと給食」の事業成果に大きな懸念を生じることから、厚生文教常任委員会として、次の通り提言する。

記

1. 令和2年度の「めむろまるごと給食」は、現状の実施回数を維持すること。
なお、内容充実のために適切な食材費とすることは理解するものとする。
2. 令和2年度中に、次の点に配慮し令和3年度に向けた事業の見直しを行うこと。
 - (1) 町民（児童・生徒、保護者）の意見を聴取し理解を得ること。
 - (2) めむろまるごと給食の事業目的を明らかにし、その回数が減った場合にも、補完する具体的な取組みをもって、本町の食農教育が後退するものではないと町民に説明できること。

令和2年度は、総務経済常任委員会で1項目（新嵐山スカイパーク活用計画に係る提言書）について、町長に提言書を手交しました。

新嵐山スカイパーク活用計画に係る提言書

町は新嵐山スカイパークのあり方について多くの提言や町民の意見をいただき、平成29年度からは本格的に庁内での議論に取り組み、第5期芽室町総合計画において「新嵐山スカイパークの基本方針」が示され、令和2年3月に新嵐山スカイパーク活用計画（以下、「活用計画」という。）を策定するに至った。

新嵐山スカイパークの今後の方向性が明確になったことは評価するところであり、委員会としても「この町にしかない地域価値が体験できる」場所の実現を願うものである。総務経済常任委員会では、所管事務調査や政策討論会、現地調査を実施し活用計画について議論を深めるなかで、活用計画に関し留意すべき点などで一致したことから、以下のとおり提言するものである。

記

1 町民のための再整備計画であること

新嵐山スカイパークは町民の財産である。「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指すためには、施設整備だけではなく地元食材を活用した食の提供とおもてなしなどソフト面も充実させ町民の満足度を高めること。

2 町が投資する事業費概算を示すこと

今後公共で投資する施設改修や新たな施設等設置のために必要な事業費を明らかにすること。

3 施設整備の時期や投資規模の再検討を行うこと

新型コロナウイルス感染症拡大により観光業はかつてない大打撃を受けており、インバウンド需要の消失、国内旅行需要も回復の見通しがつかない状況にある。リノベーション・プランのロードマップに示される施設整備は、「町民の憩いの場」としての機能を優先させることを念頭に、整備年次や事業規模を検討すること。

4 町民や利用者への情報提供、意見聴取を行うこと

活用計画の推進は、町民や利用者の理解と協力なくして成し遂げられない。十分な情報提供や意見聴取を今後も行い、取り組みの参考にすること。

5 現状では利用不能な施設等のあり方を検討すること

魅力的な施設とするため、台風災害によって甚大な被害を受けたキャンプ場跡地等の活用や、整理についての方針を検討すること。

令和3年度は、総務経済常任委員会で1項目（芽室町地域集会施設の再整備に係る提言書）について、町長に提言書を手交しました。

地域集会施設の再整備に係る提言書

町は平成29年に「芽室町地域集会施設再整備計画」を策定し、順次再整備を進めている。これまでも地域と協議を行いながら再整備を進めていることは評価するところであり、地域協議を終えた施設から整備を進めることに異を唱えるものではない。

しかしながら、所管事務調査を実施し再整備について議論を深めるなかでの懸念、留意すべき点などで一致したことから、以下のとおり提言するものである。

記

1 関係する計画に基づき進めるものであること

地域集会施設の再整備については、「芽室町地域集会施設再整備計画」だけではなく、上位計画である総合計画、中期財政計画、芽室町公共施設等総合管理計画など関係する計画に基づいたものであると理解している。

これら計画に記載があり、議会への答弁でも触れられている、住民ニーズの変化や財政状況への対応、施設総量（総床面積）の縮減、更新費用の圧縮、ライフサイクルコストの縮減などの視点は大切にすること。

2 計画及びその解釈を変更する場合の根拠は明確にすること

施設規模の算定方法、財政計画も踏まえた1施設当たりの費用の目安など、計画策定時からの考え方に変更等を必要とする場合には、町民の理解が得られるように根拠を示して説明すること。

3 地域集会施設の再整備においては各地域のバランスを保つこと

整備にあたっては、地域ごとの事情や特徴は踏まえつつも、大きな違いが生じないよう、また、生じる場合の理由については明確な根拠を整理し、住民や地域間で不公平感が生じないように共通の方針で進めること。

令和4年度は、総務経済・厚生文教常任委員会で1項目（物価高騰対策に係る提言書）について、町長に提言書を手交しました。

物価高騰対策に係る提言書

不安定な世界情勢、円安など多くの要因が重なり、本町においても物価高騰、燃料高騰による町民への影響が少なくない。

このような中、高齢者世帯等生活支援や町単独による水道料金減免を皮切りに、子育て

世代や町内事業者、農業者などに適時に対策を進めてきたことは、高く評価するものである。

しかしながら、物価高騰、燃料高騰の収束が見通せない状況であり、今後も適宜、対策が必要となることが予想されるため、これまでの物価高騰、燃料高騰対策に不足している視点を中心に議員間討議を行い、6項目（水道料金減免（継続）・町内消費喚起飲食店応援クーポン・現金給付（町民全員対象）・若者支援（大学生・専門学校生など）・ごみ袋配布・鍵盤ハーモニカ助成）の支援策を検討した。

これらを踏まえて、総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会において、令和5年度当初予算編成、新たな対策を講じる場合において留意すべき点などで一致したことから、以下のとおり提言するものである。

記

- 1 町民のニーズにかなうタイムリーな支援策とすること
- 2 多様な視点で公平性が確保できる支援策とすること
- 3 既存事業の再点検により町民負担の軽減を検討すること

（18）視察対応

令和4年度は、依然として新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中、オンライン（Zoom）による視察も併用して、正副議長及び議運正副委員長、事務局で対応しました。

視察受入対応

R1				
1	6/27	東京都奥多摩町議会	議会 ICT・庁舎建設	15
2	7/2	青森県八戸市議会	議会 BCP・議会 ICT	12
3	7/4	栃木県下野市議会	議会改革	8
4	7/10	宮城県亘理地方町議会議長会	議会改革	6
5	7/17	美深町議会	議会改革	7
6	7/23	岡山県倉敷市議会	議会 ICT	7
7	7/24	静岡県伊豆市議会	議会改革	9
8	7/25	東川町議会	議会改革	13
9	7/30	栃木県大田原市議会	議会改革	9
10	7/30	新ひだか町議会	議会改革	7
11	7/31	徳島県藍住町議会	議会改革・議会 ICT	13
12	7/31	岩手県北上市議会	議会改革・議会 ICT	10
13	8/1	福島県南相馬市議会	議会改革	11
14	8/7	宮城県美里町議会	議会改革	8
15	8/7	留萌市議会	議会改革・議会 ICT	17
16	10/1	占冠村議会	議会改革・議会 ICT	8

17	10/1	石川県中能登町議会	議会改革	10
18	10/2	沖縄県宜野座村議会	議会改革	13
19	10/3	和歌山県かつらぎ町議会	議会改革	12
20	10/8	神奈川県湯河原町議会	議会改革・議会 ICT	10
21	10/8	洞爺湖町議会	議会改革	13
22	10/9	三重県四日市市議会	議会改革	12
23	10/17	佐賀県三養基郡町村議会議長会	議会 BCP・議会 ICT	6
24	10/17	夕張市議会	議会改革	10
25	10/24	広島県三次市議会	議会改革	14
26	10/30	増毛町議会	議会改革・議会 ICT	7
27	11/21	猿払村議会	議会 ICT・地域おこし協力隊	16
28	11/26	沼田町議会	議会 ICT	12
29	1/16	幕別町議会	議会 ICT	21
30	2/5	新篠津村議会	議会 ICT	5
小計		30 市町村議会等		321
R2				
1	10/13	下川町議会（オンライン）	議会基本条例	5
2	12/11	和寒町議会（オンライン）	議会改革	9
小計		2 町議会		14
R3				
1	11/5	千葉県袖ヶ浦市議会（オンライン）	議会 ICT	10
2	11/12	茨城県つくば市議会（オンライン）	議会 BCP	10
3	1/18	音更町議会	高校連携協定	7
4	2/22	和寒町議会（オンライン）	議会 ICT	10
小計		4 市町議会		37
R4				
1	5/12	富山県南砺市議会（オンライン）	議会広報・議会 ICT	9
2	5/17	兵庫県淡路市議会議会（オンライン）	議会改革	11
3	5/26	福島県川俣町議会（オンライン）	議会改革	9
4	7/13	中札内村議会	議会 ICT	12
5	7/14	上士幌町議会	議会 ICT	6
6	7/26	熊本県御船町議会（オンライン）	予算決算等別委員会運営方法	8
7	8/4	山形県高畠町議会	議会改革	9
8	8/22	北広島市議会	議会 ICT	11
9	8/25	徳島県松茂町議会	議会 ICT	13
10	10/6	鳥取県大山町議会	議会改革	6
11	10/31	大空町議会	議会 ICT	10
12	11/8	千葉県白井市議会	議会改革	11
13	1/23	京都府綾部市議会	議会改革	10
小計		13 市町村議会		125
合計		49 市町村議会		497

(19) 報道・取材対応等

議会改革・活性化策などの取り組みは、自治関連誌などで広く全国に紹介されました。

受賞及び報道歴

北海道町村議会議長会第 33 回 議会広報コンクール
北海道町村議会議長会第 36 回 議会広報コンクール 入選
第 7 回マニフェスト大賞優秀コミュニケーション賞 (議会だより通年発行)
第 9 回マニフェスト大賞最優秀成果賞 (議会活性化計画・議員研修計画等)
第 10 回マニフェスト大賞優秀成果賞 (一般質問追跡調査システム等)
第 11 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート (議会 BCP、諮問会議の政策提言等)
第 12 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート (芽室町議会モニター制度の進展)
第 13 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート (議会と地域図書館との連携、高校生との意見交換と「未来フォーラム」への展開)
第 15 回 マニフェスト大賞 エリア選抜 (議会活性化策に、各常任委員会の政策課題を加えた「議会実行計画」と「進捗工程表」を活性化計画の柱として、改善を実施)
早稲田大学マニフェスト研究所 2012 年度議会改革ランキング第 277 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2013 年度議会改革ランキング第 102 位
NPO 法人北海道公共政策研究所 2014 年度議会活性化環境整備調査最高位
早稲田大学マニフェスト研究所 2014 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2015 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2016 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2017 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2018 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2019 年度議会改革ランキング第 2 位

メディア掲載

・議員研修誌地方議会人 (中央文化社) 平成 25 年 2 月号
・日経グローバル (日本経済新聞社産業地域研究所) 平成 25 年 3・4 月号
・月刊ガバナンス (ぎょうせい) 平成 24 年 11 月号
・月刊地方自治職員研修 (公職研) 平成 25 年 6 月号
・議員のための政策情報誌議員 NAVI (第一法規) 平成 26 年 1 月号
・広報 (公益社団法人日本広報協会) 平成 26 年 5 月号
・日経グローバル (日本経済新聞社産業地域研究所) 平成 26 年 5・6 月号
・アカデミア (公益財団法人全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所) 平成 26 年 7 月号)
・議会改革白書 2014、2015 年版 (自治体議会改革フォーラム)
・月刊ガバナンス (ぎょうせい) 平成 27 年 4 月号
・あなたにもできる議会改革 改革ポイントと先進事例 (早稲田大学マニフェスト研究所)

議会改革調査部会)
・地方創生に向けた町議会の対応 (全国町村議会議長会)
・自治体議会の政策サイクル (公文の友社)
・北海道自治研究 2016年6月号 (社北海道地方自治研究所)
・ここまで到達した芽室町議会改革「芽室町議会改革の全貌と特色」(公文の友社)
・議会改革の第2ステージ 2016年9月 (株式会社 ぎょうせい)
・議員研修誌地方議会人 (中央文化社) 平成30年3月号
・66の改革項目と事例でつかむ 議会改革実践マニュアル 2019年1月 (早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会)
・地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会報告書 2019年3月 (公益財団法人日本生産性本部)
・月刊ガバナンス (ぎょうせい) 令和元年11月号
・議員 NAVI (第一法規) 令和3年4月
・月刊ガバナンス (ぎょうせい) 令和3年5月号
・議員研修誌地方議会人 (中央文化社) 令和3年8月号、12月号
・月刊ガバナンス (ぎょうせい) 令和4年1月号、5月号
・月刊地方自治 (ぎょうせい) 令和4年2月号
・十勝毎日新聞、北海道新聞、毎日新聞 (全国版)、日経新聞 (全国版)、朝日新聞 (全道版・全国版)、自治日報、北都新聞、根室新聞、山形新聞、佐賀新聞、読売西部、公明新聞、NHK 北海道、NHK 東京、HTB など

(NHK Web「政治マガジン」より)

(H30 未来フォーラムIVより)

(20) コロナ禍における議会運営

令和2年から世界・国内にまん延・拡大した「新型コロナウイルス感染症」は、社会全体に大きな影響を及ぼした災害とも呼ぶべき災禍は、私たち地方議会の運営のあり方にも変容をもたらしました。しかし、従来の生活・行動様式が通用しなくなった一方で、新たなノーマルスタイルも生まれました。

芽室町議会では、令和2年2月に北海道が全国に先駆けて発出した『緊急事

態宣言』を受けて、当時の議会 BCP に則り、速やかに議会運営にその変化を反映。議会 BCP の改訂、会議のオンライン化など、着実に議会運営を進化させてきました。

■令和 2 年 4 月 21 日 令和 2 年定例会運営に関する議長見解（抜粋）

○議会の開催全体について

定例会議・臨時会議は通常通りの開催を基本とする。なお「令和元年芽室町議会定例会運営に関する議長見解」同様、令和 2 年度芽室町議会定例会においても、引き続き次の事項に意を用いて効率的な会議運営に努めるものとされたい。

1. 各委員会における審査並びに調査活動は、議件、日程の精査を十分に尽くした上で行うこと。
2. 議案審議においては論点の明確化を図り、最少の質疑をもって行うこと。
3. 一般質問においては質の高い政策論議のため、趣旨並びに時期を十分に吟味した上で行うものとする。

委員会等については、次に事項に意を用いた会議運営に努めるものとされたい。

○参集して行わなければならない（議決・質疑など）ものと、参集しなくても良い（討議・議論）ものを分けて考えること。

○会議の流れの基本としては、①議件の重要性を「集まらないで」議論し、②重要なものは参集して議論するなどを意識することとし、次の事項に意を用いること。

- ①登庁・参集回数を極力減らすために、同日に複数の委員会を開催する場合は、午前・午後に分けるなどして接触機会を減少させること。
- ②議論の最終決定は委員会で行い、それまでの議論は別の手段・方法をもって遂行できるように、各委員が意識すること。

○議員の行動指針

- ・健康管理には留意をすること（例：毎朝、体温を測定するなど）
- ・体調不良や発熱などの症状がある場合は、本会議・委員会等の会議出席を自粛すること
- ・登庁の際の「手洗い」または「手指消毒」を励行すること
- ・議事堂内でのマスク着用を励行すること
- ・当分の間、首都圏など感染が多く見られる地域への訪問を自粛するなど、国の緊急事態宣言の趣旨等を踏まえた行動を行うこと

■オンライン会議システムの活用

- R2年4月～：委員会単位によるネットミーティングの試行

- R2年10月～：「Zoom」を活用したオンライン行政視察受入れ
 - ・10/13 下川町議会様
 - ・12/11 和寒町議会様

- R2年11月10日：「Zoom+タブレット」で第1回議会災害対策会議

- R2年12月～：「Zoom」を活用したオンラインによる町民との対話
 - ・12/16 芽室西小学校 PTA 様
 - ・12/23 芽室高等学校新聞局員の皆様
 - ・1/27 議会モニター会議

- R3年4月～：オンラインを活用した会議の制度化
 - ・「委員会条例」の一部改正（4月1日施行）

委員長は次に掲げる場合において、委員会の開催場所への参集が困難とされるときは、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に確認しながら通話をすることができる方法を活用した委員会を開催することができる。

- (1) 重大な感染症のまん延防止等
- (2) 災害の発生等
- (3) その他委員長が必要と認めるとき。

- ・「オンライン委員会開催要綱」策定

■議会災害時対応基本計画（議会BCP）の改訂

議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要があります。

新型コロナウイルスなど感染症の発生・まん延時においても議会として迅速に対応する必要があるものについて、継続して議会の役目を担い、その責務を果たすため、主に次のポイントについて改訂を行いました。

- 見直しのポイント

- 議会災害対応の対象災害に「感染症」を追加
- 「感染症」に係る業務継続の体制・活動基準等を追加規定
- 「地震・風水害」等に係る業務継続の体制・活動基準を別途区分
- 「風水害」に対応する行動基準に「予測期」を追加
- タブレット端末の活用を追加
- 事務局職員が感染等した場合の補完対応を記載
- 全体的な字句等の修正
- その他（新庁舎移転等）
 - ・ 10/27 第 16 回 議会運営委員会
 - ・ 11/4 第 17 回 議会運営委員会
 - ・ 11/13 第 8 回 全員協議会
 - ・ 11/20 第 19 回 議会運営委員会― 一部改訂決定

■ 新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針の制定

令和 2 年 2 月の発生以降、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見通せない中、議会・議員活動の適正かつ健全な機能維持を目的に、現行の BCP を前提とした新たな具体指針として行動基準を明文化しました。

新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針

令和 3 年 10 月 22 日制定

1 目 的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）拡大防止に係る緊急事態宣言の解除（令和 3 年 9 月 30 日）を踏まえ、「芽室町議会災害時対応基本計画（議会 BCP ver3.0）」に規定する「6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」の具体指針を明確にすることを目的とする。

2 趣 旨

- （1）国や北海道の指針（宣言発令や行動指針等）を順守・尊重した上で、本町の状況や事情を的確に反映した議会活動等（以下「活動等」という。）の指針とする。
- （2）現行の BCP（感染症対応のフロー等）では、活動等の詳細な判断が困難な際に、適宜、コロナの経過、現状、見通しを捉えて、活動等を安定、安全、効果的に継続するための指針とする。
- （3）行動指針の対象は、本会議、委員会及び協議会はもとより、視察、研修、町民との意見交換会等、条例に規定する活動等全般とし、議員及び事務局職員の日常の行動も含む指針とする。

3 行動基準

(1) 行動基準の前提は、現行 BCP に定める行動基準の【第 2・3 段階（道内発生期又は警戒ステージ 2）】とする。

(2) 【第 2・3 段階】の「議会・議員の行動」に定める「3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める」のとおり、会議の形式等をオンラインに限定することなく、対面（参加）方式の可否を精査し、事業目的の達成に適切な手法の選択に努める。

(3) 委員長等は、活動等の実施にあたり、議員の申し出により対面（参加）方式に支障がある際は、オンラインも選択肢として検討する。ただし、会議等の趣旨によりオンラインの手法が馴染まない場合は、芽室町議会会議条例の一部改正による「欠席事由の拡大」を尊重し、議員の意思を反映するよう配慮に努める。

4 実施時期 令和 3 年 10 月 22 日

5 その他 令感染症の状況によって、適宜見直しを行う。



令和元年～4年任期 議員名簿

(令和5年4月30日時点)

議席	氏名	年齢	職業	当選回数	所属委員会	党派
1	中田 智恵子	51	無職	1	○総務経済 議運	公
2	橋本 和仁	59	自営業	1	厚生文教	無
3	堀切 忠	64	無職	1	厚生文教	共
4	渡辺 洋一郎	46	政党職員	2	◎厚生文教 議運	共
5	梶澤 幸治	50	農業	2	総務経済	無
6	立川 美穂	54	無職	2	総務経済	無
7	中村 和宏	66	無職	2	総務経済 ◎議運	無
8	鈴木 健充	67	会社役員	2	◎総務経済 議運	無
9	寺町 平一	77	無職	2	総務経済	無
10	正村 紀美子	56	無職	3	厚生文教 ○議運	無
11	柴田 正博	68	農業	6	厚生文教	無
12	西尾 一則	74	無職	6	厚生文教 監査委員	無
13	常通 直人	58	自営業	4	厚生文教 副議長	無
14	早苗 豊	64	農業	2	議長	無

芽室町監査委員（議選）	西尾 一則
とまち広域消防組合議会議員	早苗 豊 常通 直人
十勝圏複合事務組合議会議員	早苗 豊
十勝中部広域水道企業団議会議員	早苗 豊

特別委員会	予算決算特別委員会（R1.5.～R5.4） ◎柴田正博 ○寺町平一
-------	--------------------------------------



[議会 - 二元代表制の一翼]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813